

豊島区 基本計画

TOSHIMA CITY MASTER PLAN

2022-2025

[令和4~7年度]

答申別添

誰一人取り残さない
誰もが主役になれるまち



国際アート・カルチャー都市
SDGs未来都市



(区長挨拶)

CONCEPT

豊島新時代、飛躍の時へ

誰一人取り残さない、誰もが主役となれるまち



第1編 総論

| | |
|---------------------|--|
| [第1章] 計画の基本的な考え方 | 1. 計画の目的等と計画期間 010 2. 計画の位置づけと構成 011 3. 計画の体系と見直しの仕組み 012 |
| [第2章] 基本計画策定の背景 | 1. 社会の動向 014 2. 犀ヶ淵区の状況 017 |
| [第3章] 地域経営の方針 | 1. 犀ヶ淵区が目指す都市像「国際アート・カルチャー都市」 026 2. 安心戦略・成長戦略とバージョンアップの視点 027 3-1. SDGs の推進 030 3-2. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進 034 3-3. 参画と協働によるまちづくり 036 4. 国際アート・カルチャー都市の実現に向けて 038 |

第2編 各論

| | |
|----------------------|--|
| [第1章] 計画の姿 | 1. 施策の体系 042 2. 施策の重点化 044 3. 計画事業の位置づけ 045 |
| [第2章] 8つの地域づくりの方向 | 1. あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち 049 2. 多様性を尊重し合えるまち 055 3. すべての人が地域で共に生きていけるまち 071 4. 子どもを共に育むまち 091 5. みどりのネットワークを形成する環境のまち 121 6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち 137 7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち 167 8. 伝統・文化と新たな息吹きが融合する魅力を世界に向けて発信するまち 181 |
| [第3章] 新たな行政経営 | 1. スリムで変化に強い行政経営システムの構築 192 2. 適正な定員管理 193 3. デジタルカバメントの構築 195 4. 持続可能な財政構造の確立 196 5. まちの魅力を高め、区民の生活を支える戦略的な情報発信 197 6. 公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントの推進 198 |
| 参考資料 | 200 |

都市消滅の危機から持続発展都市への歩み

過去から学び、あらゆるピンチをチャンスに変え、

1999年、豊島区は、800億円以上の赤字を抱え、財政破綻寸前の状態でした。その後、様々な行財政改革を行うとともに、文化を基軸としたまちづくりを進め、2013年に財政黒字に転じました。

しかし、その矢先の2014年、東京23区で唯一、「消滅可能性都市」と指摘されました。このピンチをチャンスに変えるべく、持続発展するまちづくりへの挑戦が始まりました。

2015年、持続発展する「国際アート・カルチャー都市」を目指すべき都市像に掲げ、子どもと女性にやさしいまちづくりなど、様々な施策を展開し、女性人口や納税義務者の増加へつながりました。

さらには2019年、国家的国際交流事業「東アジア文化都市」を開催するとともに、23のまちづくり事業を展開し、ハードとソフトの両面からまちづくりに挑戦しました。このような一連の取組が、東京初の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」ダブル選定への大きな土壌となっています。

豊島区は、過去の苦境からの学びを活かし、あらゆるピンチをチャンスに変え、強みである「オールとしま」でのまちづくりにより、区制施行90周年、そして、その先にある100周年に向け、誰一人取り残さない、誰もが主役となる、「豊島新時代」を切り拓いています。



1999

財政破綻
の危機

2002

区制施行70周年

2007 区内大学との連携・協働に関する包括協定締結

2006 自治基本条例施行、地域区民ひろば本格実施

2005 文化創造都市宣言

国際アート・カルチャー都市

～4つの柱で持続発展する都市へ～

子どもと女性に
やさしいまちづくり

地方との共生

高齢化への対応

日本の推進力

持続発展都市へ

- 豊島区国際アート・カルチャー都市構想策定

2014 消滅可能性都市の指摘

2011 東日本大震災

文化庁長官表彰受賞

2012

区制施行80周年

セーフコミュニティ
国際認証取得

2013

虐待と暴力のないまちづくり宣言



区制施行100周年に向け、豊島新時代を切り拓く

東京初のSDGsダブル選定、基礎自治体初の文化記念日

- SDGs未来都市、自治体SDGsモデル事業ダブル選定
- としまSDGs都市宣言
- としま文化の日条例制定

世界へ大きく躍進、国家的文化プロジェクト

- 東アジア文化都市2019豊島開催
- 23のまちづくり記念事業実施



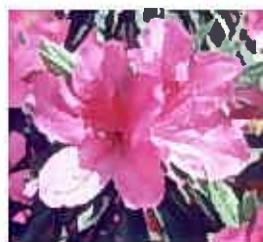
区名の由来

豊島区は、昭和7（1932）年10月、東京市・郡合併により近郊82か町村が東京市に編入され、新たに20区が設けられた際に誕生しました。それまで北豊島郡下にあった東鴨町・西東鴨町・長崎町・高田町の4つの町が統合されました。区名については、4町協議の結果、北豊島郡がなくなることから、この郡の中心にあたるこの区に名前を残すことが決められ、「豊島区」が誕生しました。

面積・人口・世帯数

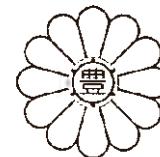
面積…13.01km²
人口…287,300人（うち外国人26,458人）
世帯数…178,637世帯
※令和3年1月1日現在

区の木・花

区の木
ソメイヨシノ区の花
ツツジ

区の紋章・シンボルマーク

紋章



外輪に12弁の菊花、内輪には東京市（郡）の紋章の六方に伸びゆく亀甲模様を配し、その中に区名の「豊」の字をあしらったものです。区制施行50周年にあたり、昭和57年10月1日正式に制定されました。

シンボル
マーク

豊島区の木「ソメイヨシノ」の花を形づくる曲線が、「架け橋」として、人と人のつながり、過去から未来へのつながりを表し、区民が誇れる「ふるさと豊島」の象徴となるような願いが込められています。

区制施行80周年記念事業実行委員会より区民アンケートの結果を踏まえて区に提案された候補案が、平成25年第1回区議会定例会において議決されました。

都市宣言

- 非核都市宣言（S57.7.2）
- 交通安全都市宣言（H11.10.13）
- 男女共同参画都市宣言（H14.2.15）
- 文化創造都市宣言（H17.9.22）
- 虐待と暴力のないまちづくり宣言（H25.2.15）
- 違法ドラッグ・脱法ドラッグ撲滅都市宣言（H26.7.4）
- としまSDGs都市宣言（R2.10.23）

としま文化の日

豊島区は、平成14年の区制施行70周年以降、一貫して「文化によるまちづくり」を取り組んできました。令和元年には、国家的プロジェクト「東アジア文化都市2019豊島」の開催や、新たな文化拠点「Hareza池袋」を整備するなど、「豊島新時代」につながる扉が開きました。このような文化によるまちづくりを次世代に継承するため、11月1日を「としま文化の日」とする条例を制定し、また、区の文化を次世代に継承するための取組みを集中的に行う期間として11月1～7日に「としま文化推進期間」を設けました。

11月1日は



アクセス

池袋駅の1日乗降客数は265万人（令和元年度時点）を超え、ターミナル駅として多くの方に利用されています。都内の主要都市とつながるだけでなく、2大国際エアターミナルからも1時間以内、横浜や大宮など近隣県の主要都市からも30分程度で、利便性の高さが特徴です。



第1章

計画の基本的な考え方

第1編

総論

1. 計画の目的等と計画期間

豊島区では、平成15（2003）年3月に、21世紀の第1四半世紀を期間とする区政運営の最高指針として「豊島区基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を策定（平成27（2015）年3月改定）し、目指すべき将来像として「未来へ ひびきあう人まち・としま」を掲げました。

将来像 「未来へ ひびきあう人まち・としま」

豊島区基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となるもので、計画期間内に取り組む施策を体系的に示し、区の各分野における計画を総合的に調整するものです。豊島区は、平成28（2016）年に策定したこの基本計画の中で、基本構想の将来像から導かれた都市像である「国際アート・カルチャー都市」を目標に据え、着実に歩みを進めてきました。

一方、策定時より6年が経過し、コロナ禍、デジタル技術の進歩、SDGsの推進など社会経済状況は大きく変化しています。このような変化を捉え、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの後期4か年について、計画の見直しを行います。

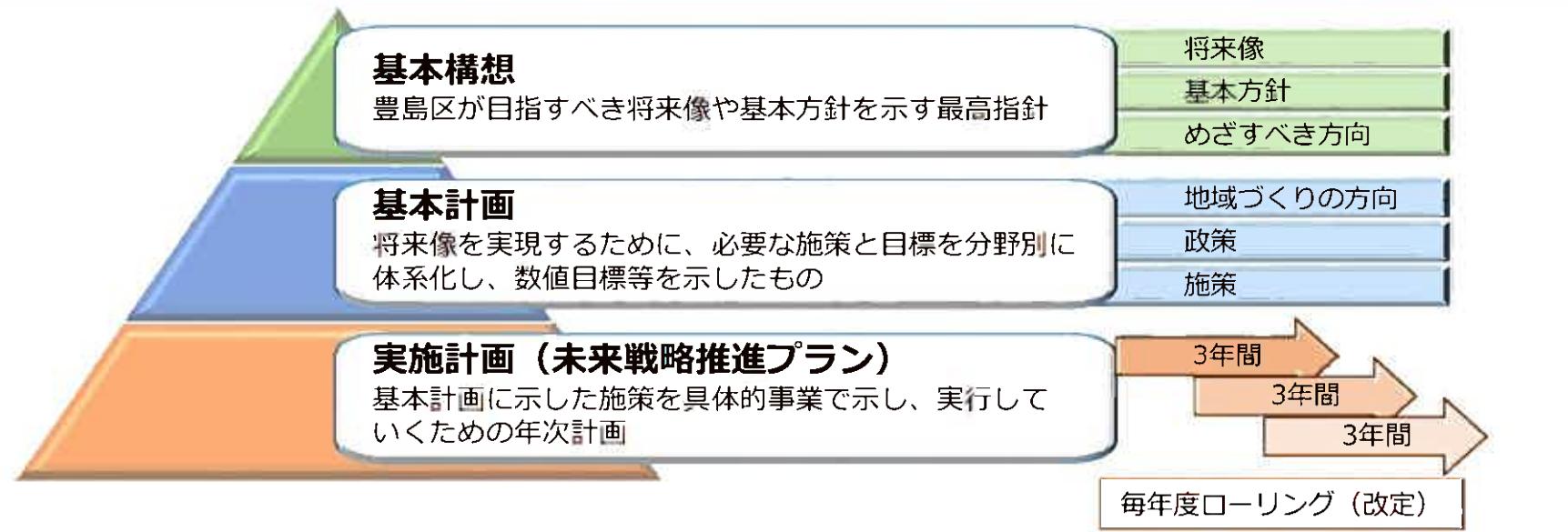
この見直しは新しい時代の中で、自律的で持続的な社会の創生を目指しつつ、豊島区が首都東京において、魅力ある個性と存在感を発揮し、SDGs未来都市としての責任を果たすことにより、未来への信頼をさらに高めていくために行うものです。

全体計画期間：平成28年度から令和7年度の10か年

後期計画期間：令和4年度から令和7年度までの4か年



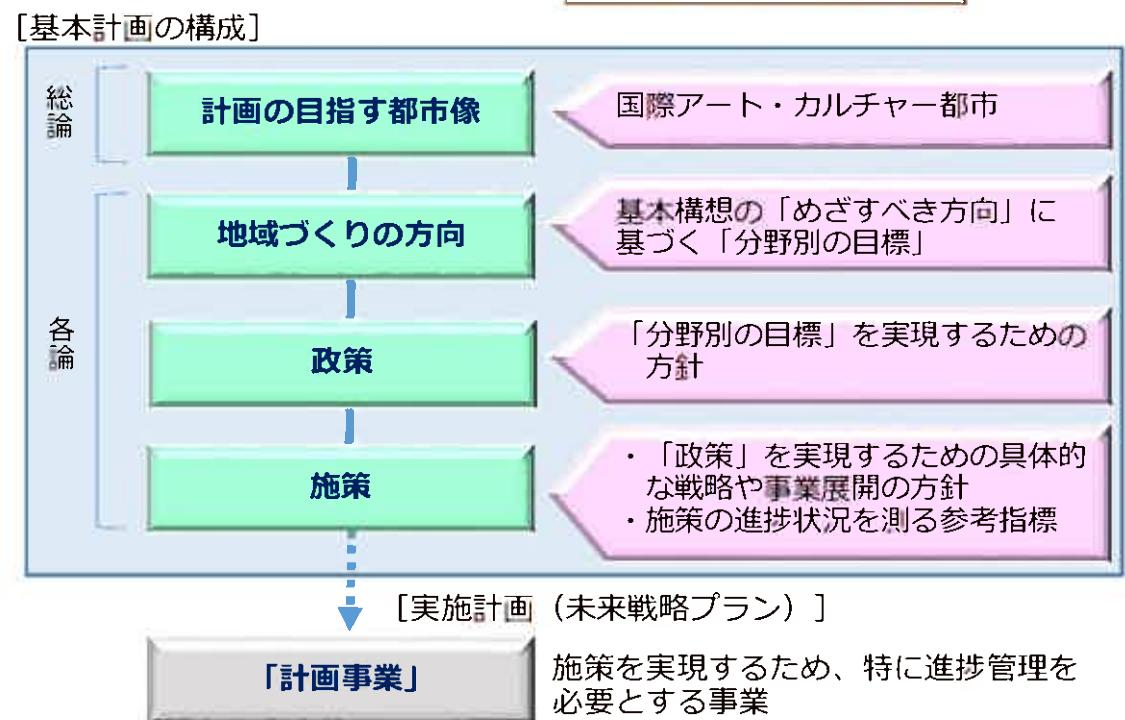
2. 計画の位置づけと構成



基本計画は第1編「総論」と第2編「各論」で構成されています。

「総論」では、区の現状、社会変化の潮流、人口の推移と予測、財政の状況、計画の目標とする豊島区の都市像などを示しています。

「各論」では、基本構想が示す地域づくりの方向ごとに、政策・施策を8つの分野に分けて体系的に示すとともに、各施策における目指すべきまちの姿と取組方針、行政経営のあり方を明らかにしていきます。また、施策ごとに進捗状況を測る参考指標を設定し、その実効性を確保しています。



3. 計画の体系と見直しの仕組み

基本計画では基本構想の「めざすべき方向」を具現化するため、8つの地域づくりの方向を設定します。

| 基本構想 | 基本計画 | |
|------------------------------|---|---|
| | 地域づくりの方向 | 主な取組 |
| あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち | 1 あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち 各論/第3章 新たな行政経営にて掲載 | 地域団体、地域コミュニティ、地域区民ひろば 行政経営、デジタルガバメント、財政、施設 |
| 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまち | 2 多様性を尊重し合えるまち 3 すべての人が地域で共に生きていくまち | 多文化共生、人権・平和、ジェンダー 高齢者、障害者、経済的困窮者、健康・医療 |
| 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち | 4 子どもを共に育むまち 5 みどりのネットワークを形成する環境のまち | 子ども・若者、子育て、教育 みどり、環境、ごみ減量・清掃 |
| 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち | 6 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち 7 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち | 都市再生、住宅、防災・治安 産業、観光 |
| | 8 伝統・文化と新たな息吹きが融合する魅力を世界に向けて発信するまち | 文化・芸術、生涯学習、スポーツ |

そして、基本計画の実施計画として「未来戦略推進プラン」（以下「未来戦略プラン」といいます。）を策定します。

未来戦略プランでは、基本計画が示す「地域づくりの方向」を具体化する主要な手段として、各施策に計画事業を位置づけます。

また、施策ごとに設定した参考指標を活用した行政評価を毎年度実施し、目標の進捗状況を管理するとともに、必要に応じた事業の見直しを行います。状況の変化などにより新たな事業が必要な場合には、未来戦略プランにおいて計画事業を加えるものとします。

P D C Aサイクルの継続により、施策や計画事業を常にチェックするとともに、改善に結び付け、時代や区民のニーズを的確に捉えた区政運営を実現します。

〔 第 2 章 〕

基本計画策定の背景

1. 社会の動向

(1) 人口減少社会と超高齢化



日本の総人口は平成20（2008）年をピークに減少し、本格的な人口減少社会を迎える。令和35（2053）年には1億人を割り込むという推計もなされています。高齢者の人口は、令和24（2042）年まで増加し続ける見込みとなっており、特に後期高齢者の占める割合が増加するとされています。

東京圏への人口集中などにより、豊島区の人口は当面増加する見込みですが、少子高齢化や単身世帯の増加傾向が一段と進んでいくと考えられます。

こうした人口構造の変化は、年金や医療、介護などの社会保障をはじめ、雇用や経済活動、コミュニティのあり方など地域社会そのものにも大きな影響を及ぼすことになります。

(2) 新型コロナウイルスの影響とニューノーマル

令和元（2019）年12月に初めて確認された新型コロナウイルスは、世界中で猛威を振るい、東京でも緊急事態宣言が断続的に発出され、区民生活や地域経済へ甚大な影響を及ぼしています。

新型コロナウイルスの感染拡大は、これまでの生活を一変させ、ステイホームや人・物との接触を避ける生活に変化し、リモートワークをはじめとする遠隔でのコミュニケーションなど、人々の生活は新しい日常（ニューノーマル）へと移行しつつあります。

100年に一度の災禍により、大きな社会変革が進む中、明らかになった課題に向き合い、感染症に対する危機管理体制の強化を図るとともに、デジタル技術の活用を始めとして、新しい社会経済活動に迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

(3) 気候変動による危機と頻発化する大規模災害

世界では、地球温暖化が進み、今後もこのペースで気温上昇が続ければ、豪雨や山火事といった災害の頻度増加と規模拡大、食糧難や生態系への重大な影響など世界中があらゆる致命的な危機にさらされると考えられます。日本でも、令和12（2030）年度にCO₂排出量平成25（2013）年度比マイナス46%、令和32（2050）年には温室効果ガス排出ゼロを目指すなどの目標を掲げており、抜本的な温室効果ガスの排出削減策の構築が求められています。

平成23（2011）年3月に発生した巨大地震をはじめ、各地で大規模地震や集中豪雨などの自然災害が頻繁に発生し、堤防の決壊や地滑りなどにより、大きな被害をもたらしています。豊島区においても首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生への備えを進めるとともに、脱炭素化や自然災害への対策を着実に講じていくことが必要です。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された令和12（2030）年を年限とする持続可能な開発目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットで構成されており、“誰一人取り残さない”ことを基本理念として掲げています。経済・社会・環境の3つの側面の好循環やすべてのステークホルダーが参加することなどを特徴としています。

近年では、調達先の選定や投資先の判断としてSDGsへの取組度合いが活用されるようになってきたことを背景に、民間企業をはじめとして多くの組織がSDGsの実現に向けた取組を推進しています。

豊島区は、令和2（2020）年に、SDGsについて優れた取組を行う「SDGs未来都市」、さらには、先導的な取組として全国のモデルとなる「自治体SDGsモデル事業」にも東京都初でダブル選定されるという快挙を成し遂げました。今後、国内の代表都市として、SDGsのモデルとなるまちづくりを推進していくことが求められています。



(5) 多様性の尊重

豊島区では、住人の約10人に1人が外国人となっており、国籍も多様化するなどグローバル化が進んでいます。

こうした社会においては、性別、年齢、国籍、文化、人種など、様々なバックグラウンドを持った人々が、それぞれの違いを認め、個性や人権を尊重しあいながら、共に暮らせる豊かな地域社会を実現することが重要です。

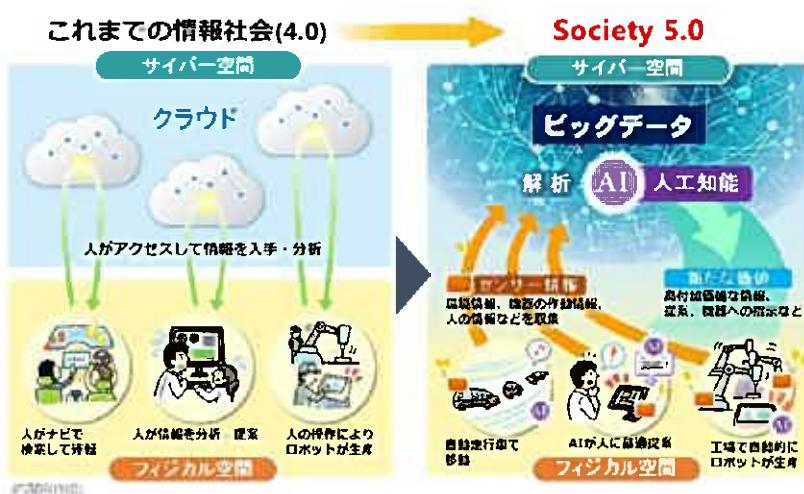
豊島区は、平成31（2019）年、日本・中国・韓国の国家的文化交流事業「東アジア文化都市」を日本代表都市として開催しました。今後は、国際都市として、多文化共生を推進していくことが期待されています。このような中、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が掲げた「多様性と調和」というコンセプトをレガシーとし、さらに取組を発展させていくことが必要です。



「東アジア文化都市2019豊島」交流事業特別公演

(6) DX (デジタル・トランスフォーメーション)

Society5.0の概念



DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、デジタルの力を活用し、企業・自治体・その他の組織体が業務・組織のあり方やサービスの提供方法などを変革することで、よりよい社会を目指そうという考え方です。

行政についても、マイナンバーなどの先進的な取組が進む中で、依然として、窓口における紙による申請が継続されるなど、課題が残っています。このような課題の解決のため、令和2（2020）年9月にはデジタル庁が設立され、今後、行政のデジタル化が急速に進んでいくと見込まれます。

また、コロナ禍を契機に、あらゆる分野でのDXを推進し、新しい価値を創出していくことが期待されています。

2. 豊島区の状況

(1) 人口動向

① 人口の推移

豊島区の総人口の推移をみると、最も人口が多かったのは昭和39（1964）年の353,953人です。その後は、人口や経済機能の東京への一極集中が進行し、都心部の地価が急騰する中で、人々が住宅を郊外に求めた結果、都心部の人口は減少し、豊島区においても平成9（1997）年に246,505人まで落ち込みました。

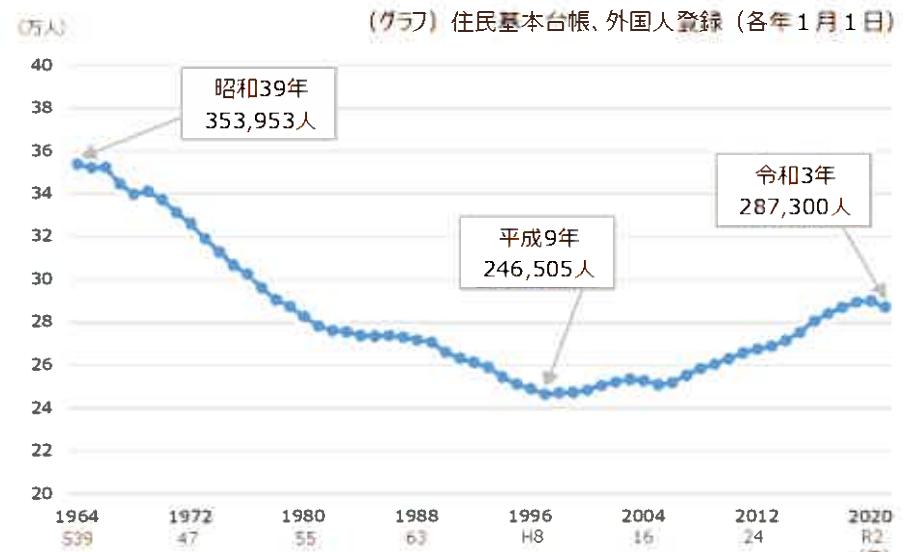
しかしながら、バブル崩壊による地価下落等により、人々は都心部に住宅を求めるようになり、その動きにあわせた分譲マンションの大量供給が、いわゆる都心回帰を促し、豊島区の人口も増加に転じることとなりました。平成30年7月には40年ぶりに29万人を突破するなど、増加の一途をたどっていましたが、令和3（2021）年現在では、新型コロナウイルス感染症の影響から、流入人口や外国人が大幅に減少したことなどにより豊島区の人口は287,300人となっています。

② 少子高齢化の進行

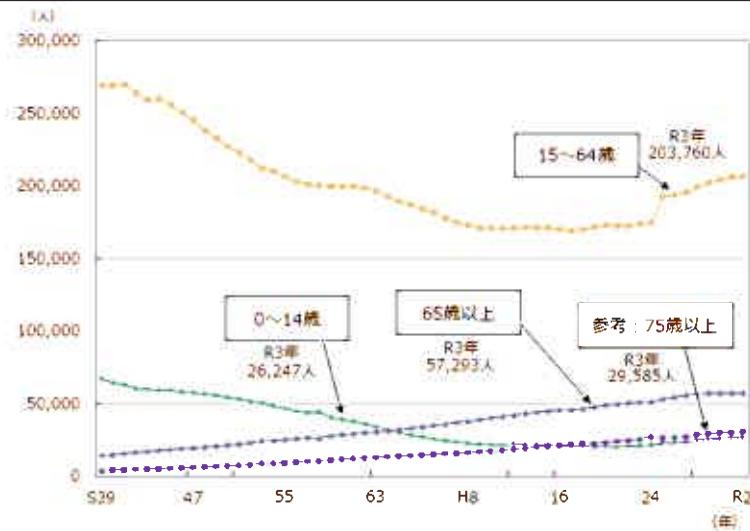
昭和39（1964）年以降における年齢3区分別の人口の推移をみると、長期的には年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向となっている一方、老人人口（65歳以上）は増加傾向となっており、令和3（2021）年1月1日現在には57,293人、全人口に占める割合は19.9%となっています。

平成元年を転換点として老人人口が年少人口を上回るようになり、少子高齢化が進行しています。また、後期高齢者人口（75歳以上）も増加傾向となっており、今後、医療や介護を必要とする区民の増加が見込まれています。

豊島区の人口の推移



年齢3区分別人口の推移



（注）住民基本台帳法の改正（H24（2012）7）により、平成25（2013）年から住民基本台帳人口に外国人登録数が含まれている。

③ 人口動態の推移

自然動態は、平成4（1992）年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続き、令和2（2020）年中では、死亡数が415人上回っています。

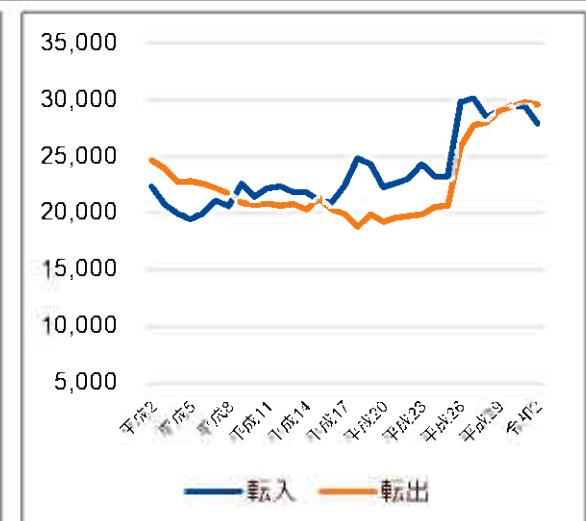
また、社会動態は、平成9（1997）年以降、ほぼ転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いていましたが、平成29（2017）年以降は均衡し、令和2年（2020）はコロナ禍の影響により、転出数が上回っています。

豊島区の近年の人口増加は、自然減を大きく上回る社会増によるものです。

自然動態（出生・死亡）の推移



社会動態（転入・転出）の推移

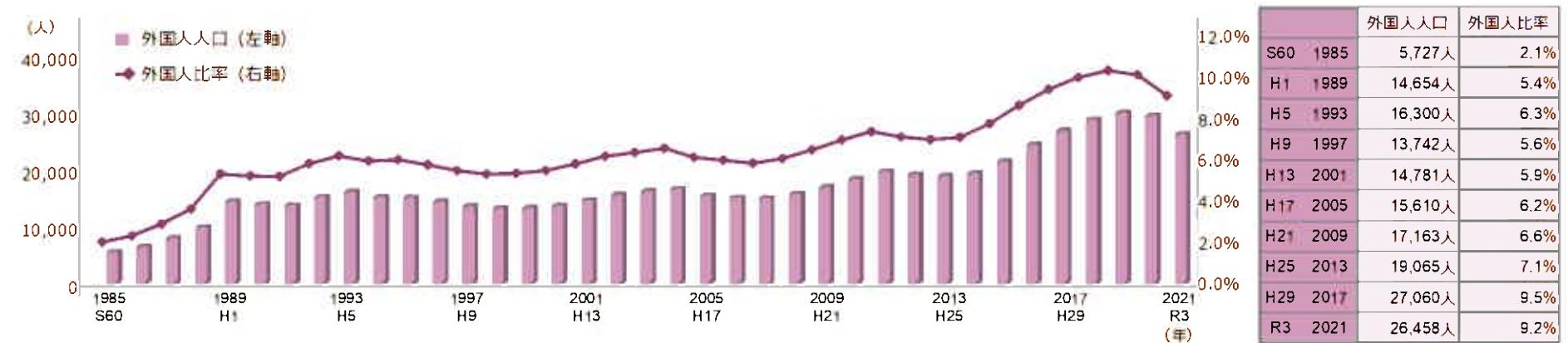


④ 外国人口の推移

令和3年（2021）年1月現在の外国人口は26,458人、総人口に占める比率は9.2%となっています。外国人人口、外国人比率共に一時的な減少の時期があったものの、長期的には増加傾向が続いてきましたが、留学の在留審査の厳格化やコロナ禍における外国人留学生の大枠な減少などにより、平成31（2019）年1月の30,223人をピークに減少に転じています。

外国人口の推移

(グラフ) 外国人登録、住民基本台帳（各年1月1日）より作成



⑤ 単身世帯の増加

豊島区の世帯数は、増加傾向となっていますが、その大きな要因は単身世帯の増加によるものです。

また、ファミリー世帯は減少を続けていましたが、平成22（2010）年に増加に転じて以降、増え続けています。

なお、23区の中で比較すると単身世帯の割合は、新宿区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は、新宿区、渋谷区に次いで低くなっています。

⑥ 出生数と合計特殊出生率の推移

豊島区の出生数は、近年増加傾向を示し、平成25（2013）年以降2千人を超えていましたが、平成30（2018）年以降は前年を下回り、平成31（2019）年には1,937人となっています。

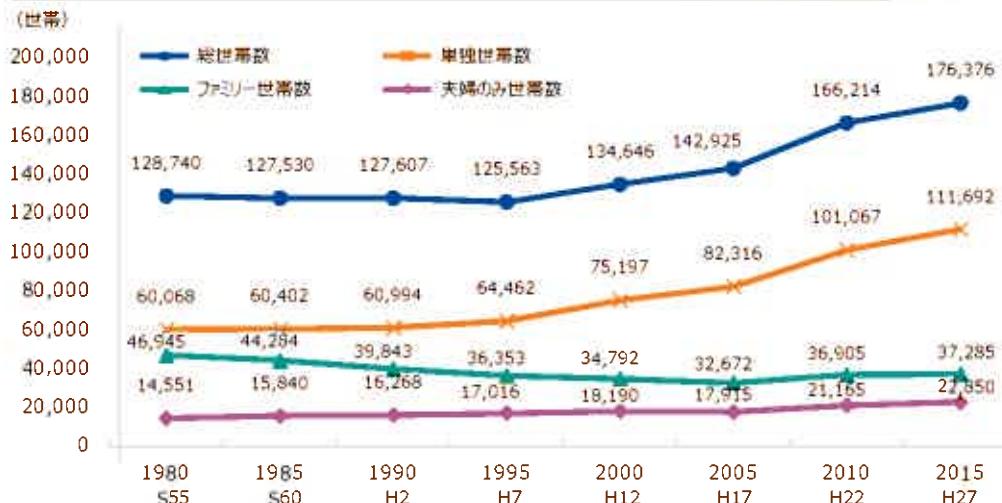
豊島区の合計特殊出生率は、全国や東京都と比較しても低く、23区の中でも下位となっています。近年増加傾向を示していましたが、平成30（2018）年には減少に転じ、1を下回っています。

出生数の推移

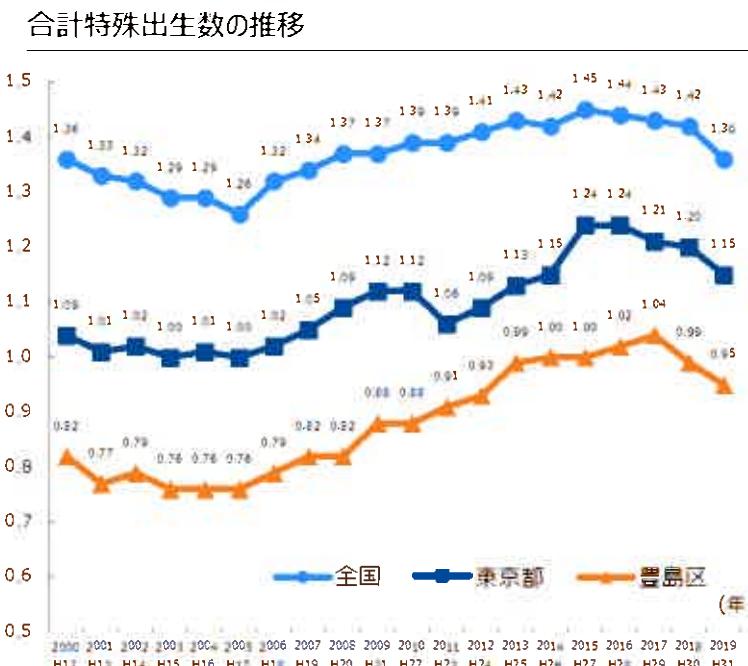
| H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,525 | 1,458 | 1,516 | 1,466 | 1,441 | 1,463 | 1,551 | 1,654 | 1,654 |
| H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 1,776 | 1,797 | 1,864 | 1,914 | 2,025 | 2,055 | 2,045 | 2,073 | 2,109 |
| H30 | H31 | | | | | | | |
| 2,009 | 1,937 | | | | | | | |

世帯数の推移

（グラフ）国勢調査（総務省）より作成



合計特殊出生数の推移



合計特殊出生率順位 (H30、23区)

| 区 | 合計特殊出生率 |
|---------|---------|
| 1 中央区 | 1.38 |
| 2 港区 | 1.35 |
| 3 江戸川区 | 1.32 |
| 4 千代田区 | 1.26 |
| 5 荒川区 | 1.24 |
| 6 豊島区 | 1.23 |
| 7 江東区 | 1.22 |
| 8 足立区 | 1.19 |
| 8 品川区 | 1.19 |
| 10 北区 | 1.18 |
| 11 文京区 | 1.17 |
| 11 台東区 | 1.17 |
| 11 墨田区 | 1.17 |
| 14 練馬区 | 1.12 |
| 15 大田区 | 1.10 |
| 16 板橋区 | 1.08 |
| 17 目黒区 | 1.05 |
| 18 渋谷区 | 1.04 |
| 19 世田谷区 | 1.02 |
| 20 杉並区 | 0.99 |
| 21 新宿区 | 0.97 |
| 22 豊島区 | 0.95 |
| 23 中野区 | 0.93 |

（グラフ）厚生労働省「令和元年（2019人口動態統計（確定数）の概況」

東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）令和元年」、東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）平成30年」より作成

(2) 豊島区の将来人口

豊島区では、「豊島区基本計画2016-2025」（以下「前期計画」といいます。）策定時に、将来人口を設定するにあたり、住民基本台帳のデータに基づき推計を行いました。

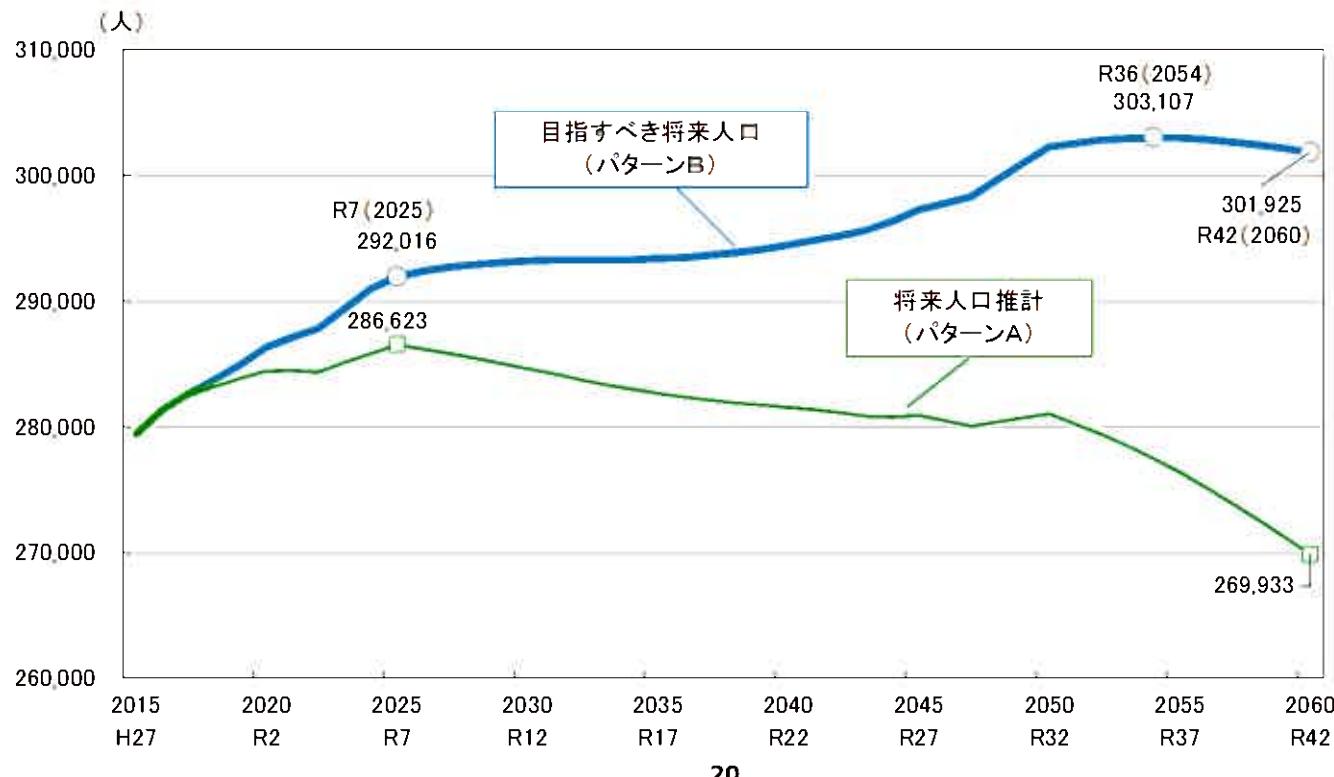
一方、コロナ禍の影響により、令和2（2020）年以降、不確実性の極めて高い人口動態が続いていることから、今回の見直しにあたっては、推計の見直しを行わず、前期計画の考え方を踏襲するものとします。

【パターンA】

パターンAは、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法を参考にして行った将来人口であり、今後、人口減少社会が進行し、今までのような地方からの人口流入が見込めないと仮定した場合の結果となります。

総人口はしばらく増加傾向が続きますが、基本計画の目標年次である令和7（2025）年をピークに人口減少に転じ、令和42（2060）年には現状よりも約1万人少なくなります。

さらに、年齢構成をみると、高齢者人口（65歳以上）が令和7（2025）年には約20%ですが、令和42（2060）年には約31%まで増加するという結果となります。



【パターンB】

豊島区では、「消滅可能性都市」とされたことから、子育て支援策の充実、安全・安心なまちづくりなど様々な施策を推進することで、人口減少問題に取り組んでいます。今後も人口減少社会を克服するための様々な施策を推進することで、社会移動率の縮小期間の変更及び出生率を伸ばした場合の推計がパターンBとなります。

豊島区が魅力ある都市であり続けるためには、定住人口を確保し、一定のバランスのとれた年齢構成を維持することが必要との考えに基づき、このパターンBを豊島区の目指すべき将来人口としました。

総人口はしばらく増加傾向が続き、基本計画の目標年次である令和7（2025）年の総人口は約29万2千人となり、そして令和36（2054）年の約30万3千人をピークに減少傾向となり、令和42（2060）年には約30万2千人を維持することができます。

【パターンA内訳】

| | 2015 H27 | 2020 R2 | 2025 R7 | 2030 R12 | 2035 R17 | 2040 R22 | 2060 R42 |
|---------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 0～14歳 | 24,073 | 27,084 | 29,561 | 29,304 | 26,609 | 23,671 | 25,920 |
| | 8.6% | 9.5% | 10.3% | 10.3% | 9.4% | 8.4% | 9.6% |
| 15～64歳 | 198,742 | 199,382 | 199,037 | 195,964 | 192,986 | 188,677 | 159,958 |
| | 71.1% | 70.1% | 69.4% | 68.8% | 68.3% | 67.0% | 59.3% |
| 65歳以上 | 56,658 | 58,061 | 58,025 | 59,453 | 63,168 | 69,295 | 84,055 |
| | 20.3% | 20.4% | 20.2% | 20.9% | 22.3% | 24.6% | 31.1% |
| うち75歳以上 | 27,396 | 30,004 | 33,483 | 33,021 | 31,708 | 32,410 | 46,705 |
| | 9.8% | 10.5% | 11.7% | 11.6% | 11.2% | 11.5% | 17.3% |
| 合計 | 279,473 | 284,527 | 286,623 | 284,721 | 282,763 | 281,643 | 269,933 |

【パターンB内訳】

| | 2015 H27 | 2020 R2 | 2025 R7 | 2030 R12 | 2035 R17 | 2040 R22 | 2060 R42 |
|---------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 0～14歳 | 24,073 | 27,622 | 31,677 | 33,692 | 32,726 | 30,035 | 34,733 |
| | 8.6% | 9.6% | 10.8% | 11.5% | 11.1% | 10.2% | 11.5% |
| 15～64歳 | 198,742 | 200,917 | 202,592 | 200,500 | 197,750 | 195,155 | 182,833 |
| | 71.1% | 70.2% | 69.4% | 68.4% | 67.4% | 66.3% | 60.6% |
| 65歳以上 | 56,658 | 57,866 | 57,747 | 59,118 | 63,046 | 69,374 | 84,359 |
| | 20.3% | 20.2% | 19.8% | 20.2% | 21.5% | 23.6% | 27.9% |
| うち75歳以上 | 27,396 | 29,880 | 33,262 | 32,748 | 31,519 | 32,281 | 46,736 |
| | 9.8% | 10.4% | 11.4% | 11.2% | 10.7% | 11.0% | 15.5% |
| 合計 | 279,473 | 286,405 | 292,016 | 293,310 | 293,522 | 294,564 | 301,925 |

(3) 財政の状況

① 財政健全化への道のり

バブル経済崩壊の影響から抜け出せずにいた本区は、平成11（1999）年度末時点において、区債残高が過去最大となる872億円にまで膨らむ一方で、基金残高は36億円にまで落ち込みました。貯金と借金の差は、836億円の借金超過であり、まさに破綻寸前の財政状況に陥っていました。

そのような状況から脱却するために徹底した行財政改革を行い、人件費の削減や、公共施設の統廃合、事業の見直しなどを実施しました。投資的経費を抑制し、特別区債の発行を極力削減してきたことに加えて、リーマン・ショック後の景気の回復基調も追い風に、一般財源歳入（特別区税、特別区交付金など）が堅調に推移したことなどから、平成25（2013）年度末には、平成2年度以来23年振りに貯金が借金を上回り、財政破綻寸前の状況から完全に脱却することができました。

その後、一時的に借金超過となつた年もありましたが、27（2015）年度以降は、6年連続で貯金が借金を上回っている状況です。

② ウィズコロナ・アフターコロナにおける財政運営

令和3（2021）年度現在、コロナ禍による景気の悪化により、今後の区財政に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。本区の一般財源の中でも特別区財政調整交付金は、特に、その時々の景気動向に大きく左右されることから、慎重な財政運営が必要です。

財政の健全化を達成した本区ではありますが、人件費や扶助費などから構成され、支出が義務付けられている経費（義務的経費）は、増加の一途をたどっています。令和2（2020）年度の義務的経費は645億円にまで達し、過去最高を5年連続で更新しています。

このように歳入の減少が見込まれる一方で、扶助費をはじめとした義務的経費は今後も増加が見込まれ、また、新型コロナウイルス対策のための経費も充実させる必要があります。このような状況であっても、持続可能な財政基盤を維持していくため、貯金と借金のバランスを考えた計画的な財政運営を行っていきます。



SDGsシンボルモニュメントの整備



SDGs未来都市としての豊島区を、幅広く周知することを目的として、グリーン大通り五差路交差点にモニュメントを設置しました。持続可能なまちづくりを推進する豊島区の理念を、このモニュメントによって発信していきます。また、モニュメント設置に併せて、障害者の方々が造るSDGsのモザイク・アートや、ライン照明などを整備しました。

としまSDGs都市宣言

豊島区は、人々の暮らしを豊かにする文化の力を最大限に引き出すことにより、消滅可能性都市を克服し、持続的に発展していく都市の未来像として「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、その実現に向け、地域一丸となった取組を推進しています。

SDGs（国連で採択された2030年を年限とする国際目標）が示す17の目標に挑戦し、個性あふれる地域社会として活力を高め、誰もが笑顔あふれる社会の実現に向けて行動する豊島区の一連の取組は、SDGsの理念や将来像とともに考えを一つにするものです。

私たちは、SDGsの実現に向け、地域の多様な主体とのパートナーシップにより、国際的視点で考え、地域主体で行動し、経済・社会・環境の好循環が生まれる持続可能なまちづくりを更に推進します。

より良い未来をこれからの世代に引き継いでいけるよう、私たち一人ひとりがSDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、行動することを宣言します。



SDGsの理念等を踏まえた持続可能なまちづくりを公民連携により推進するため、本宣言を制定しました。

令和2年10月23日、豊島区議会において全会一致で議決を行い、同年11月1日のとしま文化の日記念式典において本宣言を行いました。

〔 第3章 〕

地域経営の方針

1. 豊島区が目指す都市像「国際アート・カルチャー都市」

豊島区は、基本構想で掲げる将来像の実現に向けて、日本の推進力となる「SDGs未来都市」（令和2年度認定）としての発展を通して、さらなる輝きを放つ「国際アート・カルチャー都市」を、目指す都市像とします。

「国際アート・カルチャー都市」とは、福祉や子育て、教育、安全・安心のまちづくりなどを基礎としたうえで、多様な文化を享受し合い、人や文化が交わることにより新たな価値を生み出し、世界中の人々を魅了し続ける、にぎわいあふれる“ひと”が中心の誰もが主役になれるまちの姿です。

この都市像の実現に向けて、「安心戦略」と「成長戦略」の好循環により都市基盤を支え続けるとともに、新たな社会課題の解決に向けて、「SDGsの推進」、「DXの推進」、「参画と協働」の視点からすべての施策をバージョンアップさせます。

これにより、地域の持つ力と魅力を最大限に引き出し、まちの価値を向上させ、経済力を高めるとともに、地域への誇りと愛着を醸成し、「住みたい、住み続けたい、訪れたい」と思える持続発展するまちを目指します。

目指す都市像

国際アート・カルチャー都市

～まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市～

日本の推進力となる「SDGs未来都市」としての発展



2. 安心戦略・成長戦略とバージョンアップの視点

(1) 安心戦略 ~暮らしの「安全」を守り、「安心」を実感できる施策を戦略的に展開します~

豊島区には、基礎自治体として区民の生活・財産そして命を守る責務があります。超高齢社会を迎えた豊島区にとっては、増加し続ける高齢者への対応など区民生活の基盤をなす基本的な施策である「福祉」をはじめ、「健康」「子育て」「教育」「コミュニティ」「防災・治安」の施策が総合的に適切に実施されることによって、区民は生活が支えられていることを確信し、安心を実感することができます。

そこで、豊島区では、これらの基本的な使命である施策を「安心戦略」と位置づけていきます。安心戦略を推進し、持続可能性に配慮しつつ、サービスの質の向上に努めることによって、区民の皆さんのが安全に暮らせるることを確信し、安心を実感できる「さらに安全・安心なまち」を築いていきます。



(2) 成長戦略 ~価値あるまちづくりを促し、まちの信頼と活力を高める施策を戦略的に展開します~

豊島区は、「文化」「産業・観光」「環境」「都市再生」を成長戦略として位置づけていきます。

「文化政策」により、人を元気づけ、元気な人の活動が魅力と活力を創造することで、価値あるまちづくりの進展を促します。また、「産業・観光」によって都市のにぎわいを創出し、池袋副都心の「都市再生」をドラマチックに進めることで、品格ある街並みや魅力ある店舗の誘致を図り、さらに「環境政策」により、人と環境に優しい四季を感じられるまちづくりを進め、都市としての魅力や価値を高めていきます。

政策間の連携を深めつつ、こうした価値あるまちづくりに取り組むことで、地域の個性あるにぎわいや多様なコミュニティと未来を担う人を育て、郷土の誇りやシビックプライドを高めていきます。



(3) バージョンアップの視点

今回の見直しにあたっては、「人口減少社会と超高齢化」、「新型コロナウイルスの影響とニューノーマル」、「気候変動による危機と頻発化する大規模災害」、「多様性の尊重」などといった時代や環境の変化を反映した新たな社会課題への対応を図る必要があります。

また、近年、SDGsやDX（デジタル・トランスフォーメーション）という新たな価値を生み出すための考え方があまれており、これらを最大限に活用することが求められています。さらに、社会課題が多様化する中、持続可能な地域経営を行っていくため、従来より地域経営の基本としている「参画と協働によるまちづくり」については、すべての分野においてその重要性がますます高まっています。

この基本計画では、新たな社会課題への対応とコロナ禍からの持続的な回復（サステナブル・リカバリー）に向け、以下に掲げる3つの考え方を軸にあらゆる施策のバージョンアップを行い、このピンチをチャンスに変え、さらなる輝きを放つ「国際アート・カルチャー都市」を目指すものとします。

① SDGsの推進

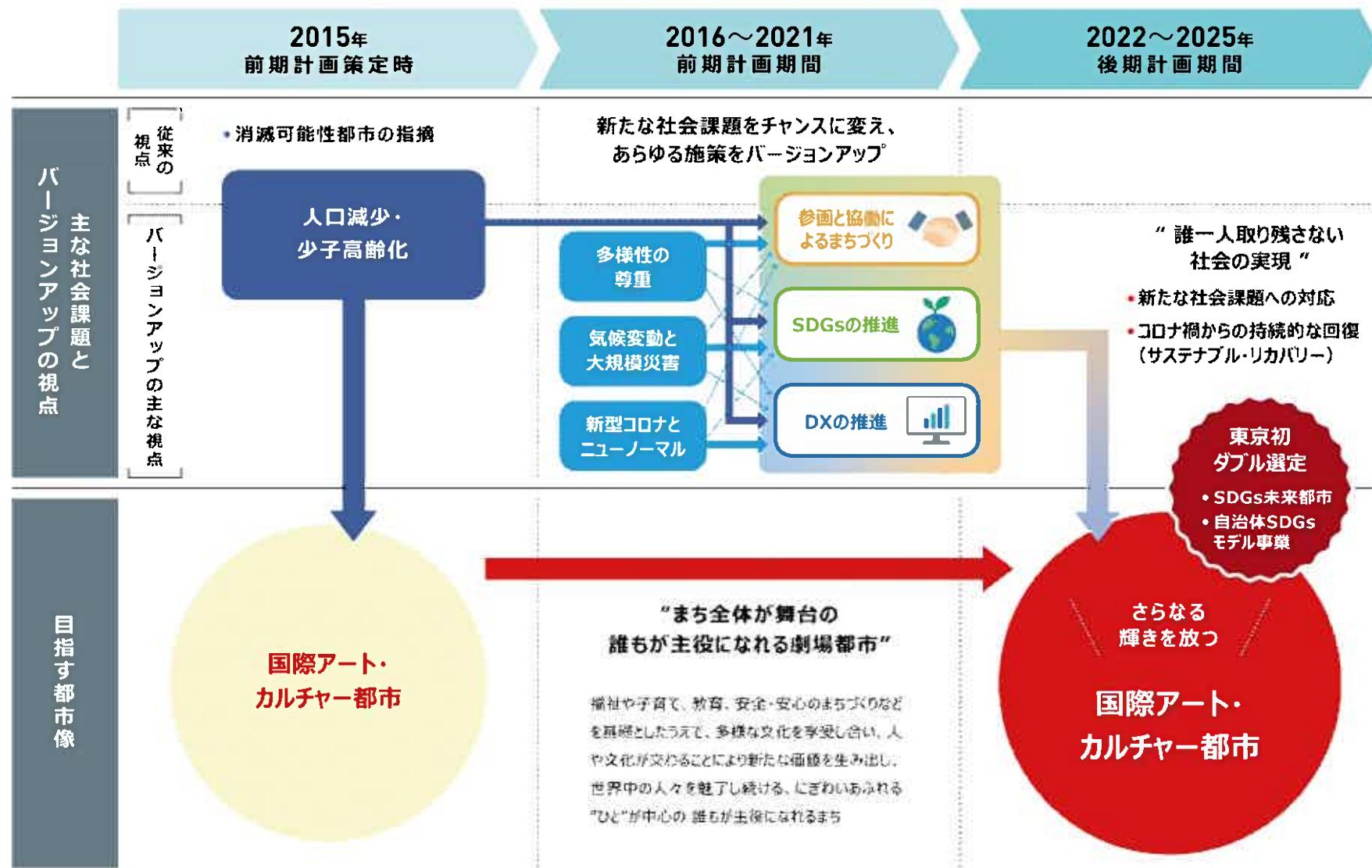
豊島区は、東京初のSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業認定都市として、各自治体のリーディングケースとなるべく、SDGsの実現に向けた積極的なアクションが求められています。あらゆる政策・施策にSDGsの内容を浸透させるとともに、経済・社会・環境の相乗効果と自律的好循環が生まれる持続可能なまちづくりを推進します。

② DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

モノやサービスの生産性・利便性の向上、また、新型コロナウイルスにより社会課題が顕在化し、ニューノーマル（新しい日常）への対応などの必要性が強く求められています。豊島区は、あらゆる分野においてデジタル技術の積極的な活用を進め、多様な幸せや人としての豊かさを実感できる「人にやさしいデジタル化社会」を目指します。

③ 参画と協働によるまちづくり

豊島区は、文化によるまちづくりやセーフコミュニティの国際認証に象徴されるように、従来より参画と協働によるまちづくりに力を入れてきました。外国人住民の増加への対応や多様性の尊重、さらに共創の概念を取り入れつつ、あらゆる主体がパートナーとして地域課題を解決するとともに、新たな魅力や価値を創出する社会の構築を目指します。



3 – 1. SDGsの推進

「誰もが主役になれる」まちを目指す国際アート・カルチャー都市と、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGsは、まさに同じ方向を目指すものです。豊島区は、東京初の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業認定都市」として、他の都市のリーディングケースとなるべく、あらゆる施策にSDGsの理念や内容を取り入れ、「国際アート・カルチャー都市」を実現していきます。

各施策において、主として意識するゴールを設定するとともに、絶えず新たな可能性や連携を意識して事業内容の見直しを行います。ゴール⑯「パートナーシップで目標を達成しよう」の推進にあたっては、すべての施策において、女性、障害者等、あらゆる人の区政への参画や、公民連携によるまちづくりを意識するものとします。

【モデル事業①】

池袋駅周辺の4公園を核にした、まちづくり

- 個性ある4つの公園の運営団体（エリアマネジメント組織）を連携させることで「新たな交流、表現、にぎわい」を創出
- 電気バスで各拠点を回遊、センター企業と共同イベント実施



さらに、東京初の自治体SDGsモデル事業として、「公園を核にしたまちづくり」に取り組みます。豊島区の強みと資源を活かし、経済・社会・環境の相乗効果と自律的好循環を生み出す、高密都市における新たなSDGsモデルを展開します。

【モデル事業②】

暮らしの中にある小さな公園の活用

- 地域住民と地域特性を活かした活用方法を検討・実践
- 企業と連携し、その強みを生かして、モデル公園を区内全域へ拡大
- 地域住民とともに活用方法を検討・実施
- 移動式ツールの活用



- 企業との連携
(FFパートナーシップ協定)



SDGsに関する主な取組

経済的困窮



- 経済的に困難を抱える人への支援
- としま子ども若者応援プロジェクトの推進

栄養状態



- こころとからだの健康づくりの推進
- ファーマーズマーケットでの食材の提供

福祉・健康



- 総合高齢社会対策プロジェクトの推進
- 待機児童ゼロ。切れ目のない子育て支援

教育



- すべての子どもが自分らしく育つ環境づくり
- 多様な学習活動の支援と学びの循環

ジェンダー



- あらゆる分野での男女共同参画社会の実現
- 女性が輝くまちの推進

水・トイレ



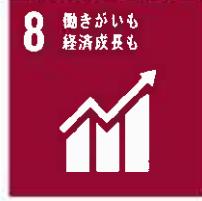
- パブリックトイレやアートトイレによる魅力向上

ゼロカーボン



- IKEBUSの活用促進
- ゼロカーボンシティ推進

働き方・観光



- 池袋副都心や活力ある地域拠点の再生
- マンガアニメ等としまオングルーワンブランド発信

産業・起業



- 地域産業の活性化
- 新たな価値を生むビジネス展開の支援

機会均等



- 多様性・寛容性の高い多文化共生の推進
- としまキッズパークなどインクルーシブな取組

まちづくり



- 人が主役のウォーカブルな都市空間の形成
- 区民ひろばでの世代を超えた交流活動

3R



- 3Rの推進啓發
- 責任ある消費活動の普及啓發

気候変動



- ゼロカーボンシティ推進
- 複合災害への対応等災害に強いまちづくり

海洋生態系



- 3Rの推進啓發
- 新制度によるプラスチック資源の分別収集

陸上生態系



- グリーンとしま再生プロジェクトの推進
- みどりあふれる地域とともに育つ公園

治安・適正手続



- セーフコミュニティ、安全安心まちづくり
- 平和や人権に関する意識の向上

参画・協働



- 女性、障害者等あらゆる人の区政への参画
- 公民連携オールとしまでSDGsの実現

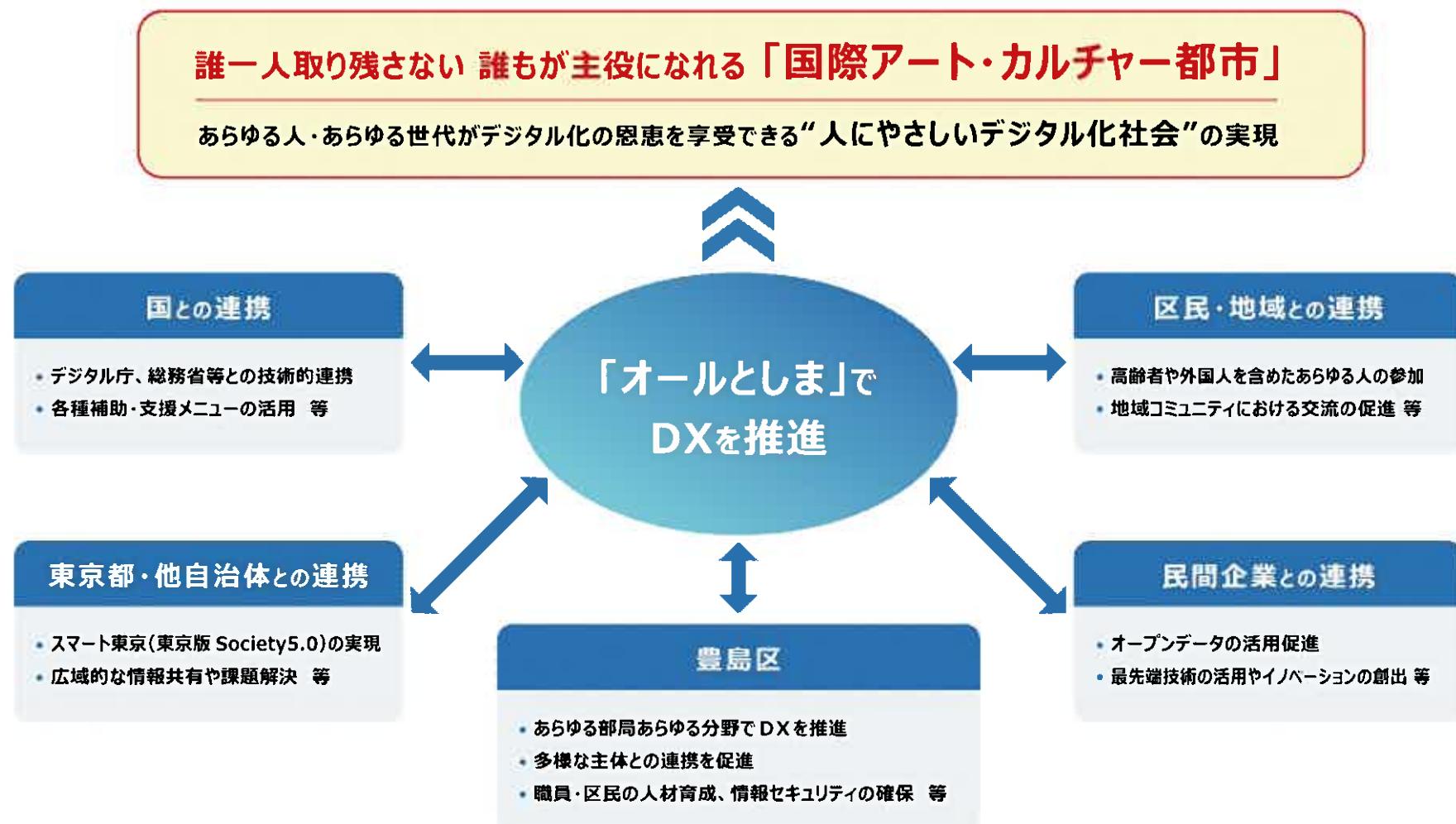


| 施策一覧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|-----------------------|--|--|---|---|---|---|---|--|---|---|---|--|--|--|---|---|
| 1 | 1 | 1 | 地域における区民参画・協働の推進 | | | | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 1 | 1 | 2 | 地域における活動・交流拠点の充実 | | | | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 2 | 1 | 1 | 在住外国人の暮らしへの支援 | | | | ● | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 2 | 1 | 2 | 共生意識の醸成と交流の促進 | | | | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 2 | 1 | 3 | 平和と人権意識の普及・啓発 | | | | | ● | | | | | ● | | | | | | ● |
| 3 | 1 | 1 | あらゆる分野における男女共同参画の推進 | | | ● | | ● | | ● | | ● | ● | | | | | ● | ● |
| 3 | 1 | 2 | 女性が輝くまちの推進 | | | | | ● | | ● | | ● | ● | | | | | ● | ● |
| 3 | 1 | 3 | 配偶者暴力防止対策の充実 | | | ● | | ● | | ● | | ● | ● | | | | | ● | ● |
| 3 | 1 | 1 | 福祉コミュニティの形成 | | | | | ● | | | | | ● | ● | | | | | ● |
| 3 | 1 | 2 | 重層的・包括的なケア基盤の充実 | | | | | ● | | | | | ● | ● | | | | ● | ● |
| 3 | 1 | 3 | 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進 | | | | | ● | | | | | ● | ● | | | | ● | ● |
| 3 | 2 | 1 | 日常生活への支援 | | | ● | | ● | | | | | ● | ● | | | | | ● |
| 3 | 2 | 2 | 就労支援の強化 | | | ● | | ● | | | | | ● | ● | | | | | ● |
| 3 | 2 | 3 | 社会参加の促進 | | | ● | | ● | | | | | ● | ● | | | | | ● |
| 3 | 2 | 4 | 健康づくり・介護予防の推進 | | | | | ● | | | | | ● | | | | | | ● |
| 3 | 3 | 1 | がん・生活習慣病対策等の推進 | | | | | ● | | | | | | | | | | | ● |
| 3 | 3 | 2 | こころと体の健康づくりの推進 | | | | ● | ● | | ● | | | | | | | | | ● |
| 3 | 3 | 3 | 健康危機管理の強化 | | | ● | | ● | | | | | | ● | | | | | ● |
| 3 | 3 | 4 | 地域医療体制の充実 | | | | | ● | | | | | | ● | | | | | ● |
| 4 | 1 | 1 | 子どもの社会参加・参画の促進 | | | | | ● | ● | | | | ● | ● | | | | ● | ● |
| 4 | 1 | 2 | 困難を有する子ども・若者やその家庭への支援 | | | ● | | ● | | | | | | | | | | ● | ● |
| 4 | 1 | 3 | 虐待や暴力から子どもを守る取組の強化 | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | ● |
| 4 | 2 | 1 | 地域の子育て支援の充実 | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | ● |
| 4 | 2 | 2 | 保育施設・保育サービスの充実 | | | | | ● | ● | ● | | | | ● | | | | ● | ● |
| 4 | 3 | 1 | 確かな学力の育成 | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | ● |
| 4 | 3 | 2 | 豊かな心の育成 | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | ● |
| 4 | 3 | 3 | 健やかな体の育成 | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | ● |
| 4 | 3 | 4 | 一人一人を大切にする教育の推進 | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | ● |
| 4 | 3 | 5 | 教師力の向上と魅力ある学校づくり | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | ● |
| 4 | 4 | 1 | 家庭教育の支援 | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | ● |
| 4 | 4 | 2 | 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | ● |
| 4 | 4 | 3 | 地域教育力との連携 | | | ● | | | | ● | | | | | | | | | ● |
| 4 | 5 | 1 | 人格形成の基礎を培う教育・保育の提供 | | | | | | | ● | | | | | | | | | ● |

| 施策一覧 | | | 1 SDGs 行動指針 | 2 食事 環境 | 3 資源 循環 | 4 文化 多様性 | 5 人権 平等 | 6 気候 変動 | 7 エネルギー 効率化 | 8 経済 成長 | 9 社会 不平等 | 10 平和 目標 | 11 都市 開発 | 12 海洋 保全 | 13 生物 多様性 | 14 水 資源 | 15 陸地 生態系 | 16 公正 規則 | 17 パートナーシップ |
|---------------------------|--|--|-------------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|-------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|---------------|-----------------|----------------|----------------|
| 5 1 1 みどりの活動拠点の創造・育成 | | | | | | | | | | | | ● | | | | ● | | ● | |
| 2 みどりのネットワークの形成 | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | |
| 2 1 脱炭素地域社会づくりの推進 | | | | | | | | ● | | | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | |
| 2 2 自然と共生の推進 | | | | | ● | | | ● | | | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | |
| 3 地域美化の推進 | | | | ● | | | | ● | | | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | |
| 4 都市公害の防止 | | | | ● | | | | ● | | | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | |
| 3 1 3Rの推進 | | | ● | | | | | | | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | |
| 2 2 安定的で適正なごみ処理の推進 | | | ● | | | | | | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 6 1 地域の特性を生かした市街地の形成 | | | | | | | | | ● | | ● | | ● | | | | | ● | |
| 2 池袋副都心の再生 | | | | | | | | | ● | | ● | | ● | | | | | ● | |
| 3 活力のある地域拠点の再生 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | ● | |
| 4 居心地が良く歩きたくなる空間づくり | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | ● | |
| 2 1 安全・安心に住み続けられる住まいづくり | | | | ● | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 2 2 良質な住宅ストックの形成 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 3 1 総合交通戦略の推進 | | | ● | | | | | | ● | | ● | | ● | | | | | ● | |
| 2 2 道路・橋梁の整備と維持保全 | | | | | | | | | | | ● | | ● | | | ● | | ● | |
| 3 3 自転車利用環境の充実 | | | | | | | | | | | ● | | ● | | | | | ● | |
| 4 1 災害に強い都市空間の形成 | | | | | | | | ● | | | | | ● | | | | | ● | |
| 2 2 自助・共助の取組への支援 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 3 3 被害軽減のための応急対応力向上 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 4 4 無電柱化の推進 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 5 5 総合治水対策の推進 | | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | | ● | |
| 5 1 治安対応の推進 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | ● | ● | |
| 2 2 交通安全対策の推進 | | | | ● | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 7 1 新たな価値を生み出すビジネス支援 | | | | | | | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● | |
| 2 地域産業の活力創出 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 3 3 権利と責任による消費者市民社会の形成 | | | | | ● | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 2 1 観光資源の発掘と活用 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 2 2 魅力的な観光情報の発信強化 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 3 3 文化都市との共生の推進 | | | ● | | | | | | | | | | ● | | | | ● | ● | |
| 4 4 多様な来街者の受入環境の整備 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 8 1 文化芸術の鑑賞・参加機会の創出 | | | | | | | | ● | | | | | ● | | ● | | | ● | |
| 2 地域文化・伝統文化の継承と発展 | | | | | | | ● | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 2 1 多様な学習活動の支援と学びの循環の創造 | | | | | | | | ● | | | | | ● | | ● | | | ● | |
| 2 2 スポーツ・レクリエーション活動の推進 | | | | ● | | | | ● | | | | | ● | | ● | | | ● | |

3 - 2. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

あらゆる分野におけるデジタル技術の積極的な活用をオールとしまで推進し、サービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、区民が安全・安心に暮らし、多様な幸せや人としての豊かさを実感できる「人にやさしいデジタル化社会」を目指します。



分野ごとの取組のイメージ

| | | | |
|---|--|---|--|
| コミュニティ  <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用したネットワーク構築 ・多言語音声自動翻訳 など | 防災・治安  <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報のリアルタイム発信 ・総合防災システムの運用 など | 福祉  <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット ・ICTを活用した見守りシステム など | |
| 健康  <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療 ・データヘルス など | 子育て  <ul style="list-style-type: none"> ・SNSやアプリ等による支援情報の配信 ・オンライン相談 など | 教育  <ul style="list-style-type: none"> ・同時双方向オンライン指導 ・学校のICT環境整備 など | 産業・観光  <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済、新事業創出支援 ・オンライン観光 など |
| 文化  <ul style="list-style-type: none"> ・イベントのリアルとバーチャルハイブリッド実施 ・デジタルアーカイブ など | 都市再生  <ul style="list-style-type: none"> ・自動運転、MaaS ・AIによる予防保全型道路管理 など | 環境  <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用によるペーパーレス化 ・新技術の活用による省エネの推進 など | デジタルガバメント  <ul style="list-style-type: none"> ・手続のオンライン化、定型業務の自動化 ・マイナンバーカードの利活用 など |

3 – 3. 参画と協働によるまちづくり

(1) 参画と協働の重要性

豊島区では、参画と協働のまちづくりを推進していくための基本ルールとして「自治の推進に関する基本条例」を制定し、公と民が積極的に連携してまちづくりを進めているところですが、社会課題がこれまで以上に複雑かつ多様化する中、区民ニーズに的確に対応し、持続可能な地域経営を行っていくため、参画と協働の重要性はますます高まっています。

公と民が連携しやすい仕組みをつくることにより、地域における様々な社会課題の解決につなげるとともに、新たな価値を創出することが求められています。

(2) 参画の推進と情報共有

区民の主体的な意思に基づく参画を推進するためには、区民及び区が相互に情報を提供・共有するとともに、区政における参画の機会を確保することが必要です。

① 説明責任と透明性の向上

行政が情報を広く提供することは、区民の知る権利を保障するだけではなく、区政への区民参加や協働のまちづくりへの前提条件です。より分かりやすく使いやすいかたちでの区政情報の共有や、行政情報公開制度、個人情報保護制度の適切な運用を徹底します。

② 区民の声の反映

コールセンター、広聴部門などへの意見・要望を精査し、区政運営の改善に生かすとともに、パブリックコメント制度の適切な運用を始めとして、政策の立案、実施及び評価の各プロセスにおいて、分かりやすいかたちでの情報提供や意見・要望の反映に努めます。

(3) 彩り豊かな多様な主体による協働の推進

協働によるまちづくりを進めるためには、地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動することが必要です。豊島区は、区域いえ狭小な自治体ですが、多様な主体の個性の豊かさが特徴であり、セーフコミュニティの国際認証や、東アジア文化都市の開催などの東京初の挑戦においても、世代や分野の垣根を超え、一致団結して力を発揮できることが最大の強みです。

子どもから高齢者まであらゆる世代の区民、町会、商店街、区民団体、NPO、民間企業、大学、国内外の自治体、これまで区と接点のない個人や団体、さらには、国際アート・カルチャー／SDGs特命大使の皆さんなどに代表される多様な主体と行政とが、新たなネットワークを形成して、知恵と力を結集し、いわゆる「オールとしま」として、あらゆる分野での連携を深めていきます。

(4) 多様性の尊重

協働によるまちづくりを進める前提として、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重することが必要です。SDGsの前文では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことが宣言されており、2030年に向けた行動の10年においては、多様な個性をより一層尊重し、誰一人取り残さない社会をつくることが求められています。

また、豊島区では、住民の約1割が外国籍の方々であるとともに、国際文化都市として、グローバルな視点を持ち、まちの魅力をさらに高めていくため、多文化共生施策を推進することも求められています。

豊島区は、国際アート・カルチャー都市、そして、SDGs未来都市として、多様性を幅広く尊重し、人や国の不平等をなくし、誰をも受け入れ、誰からも受け入れられるまちづくりを進めていきます。

(5) 参画と協働、そして共創へ

基本構想においては、「さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働・共創のまちづくりの推進」を掲げています。「協働」と「共創」の定義には、様々な考え方がありますが、「共創」は、協働と比較して、多様な主体がより自主的・自律的に活動し、さらには、行政主導ではなく、区民や民間企業等の主導により地域課題の解決や地域の新たな魅力や価値の創出に取り組む、一步進んだ連携のあり方ととらえることができます。

豊島区は、参画と協働、そして共創の理念のもと、既存の組織や枠組みにとらわれることなく、確かなパートナーシップを築くコミュニケーションの深化に努め、あらゆる主体が参画・協働し、自律的な好循環が生まれる持続可能な社会の構築を目指します。



4. 國際アート・カルチャー都市の実現に向けて

これまで豊島区では、さまざまな逆境が立ちはだかるたびにピンチをチャンスに変え、
その集大成として、「國際アート・カルチャー」都市づくりを推進してきました。





新型コロナウイルス感染症を始めとする新たな逆境に対しても、これまでのまちづくりで築いた「オールとしま」の確かな土壌を基礎として、さらに発展的に都市の魅力を高め、誰一人取り残さない、誰もが主役になれる、持続発展するまちを目指していきます。



国際アート・カルチャー都市としま



SDGs未来都市としま

第1章

計画の姿

第2編

各論

1. 施策の体系





2. 施策の重点化

(1) 「重点施策」の選定

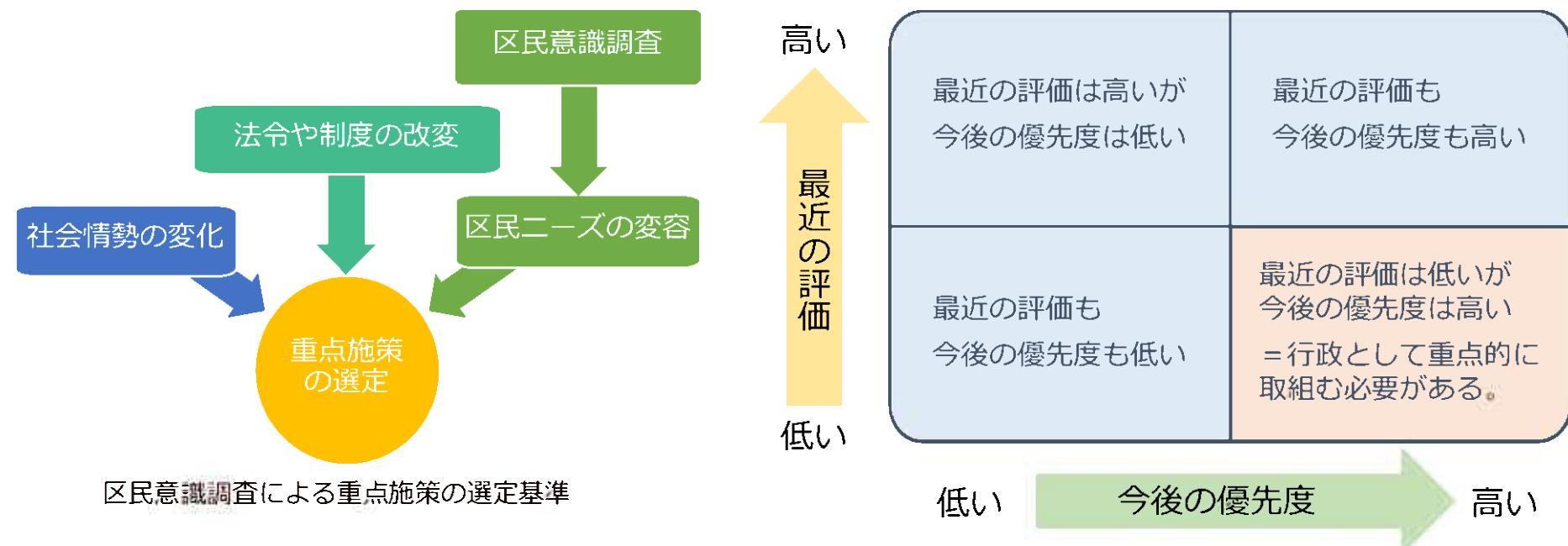
区民ニーズを踏まえながら、財源や人的資源を効果的・効率的に活用する仕組みとして「重点施策」の選定を行っています。

選定は「施策」レベルで行い、「施策」が複数紐づく「政策」ごとに一つの重点施策を選定し、全68の施策のうち、22の施策を「重点施策」としています。

(2) 重点施策選定の考え方

区民意識調査等における地域環境の満足度や今後の優先度等を踏まえるとともに、社会状況の変化や改革の必要性なども含め、総合的な観点から選定しました。

なお、重点施策の選定は、新たな区民ニーズや社会状況の変化に対応するため、必要に応じて確認と見直しを行います。



3. 計画事業の位置づけ

(1) 計画事業について

基本計画では豊島区の将来像を実現するために、8つの「地域づくりの方向」を基に、その下に24の「政策」を、さらにその下に68の「施策」を位置付け、体系化しています。そして、施策ごとに目標を定め、目標に向かって効果的な取組が進んでいるか確認するための指標を設定し、進行管理をしていきます。

施策ごとの目標を達成するための具体的な事業については、実施計画にあたる「未来戦略推進プラン」に位置付け、基本計画の「施策」と関連付けを行うことにより、基本計画と一体的に進行管理を行っていきます。

しかし、区が実施する事業は多く、すべての事業について事業量を示しながら管理することは困難です。そこで、特に進行状況を管理する事業を「計画事業」として選定します。

(2) 計画事業選定の考え方

計画事業の選定は、以下の考え方に基づいて行います。

- (ア) 「施策」の実現に関連性の深い事業（具体的には①指標への貢献度が高い事業、②施策を構成する代表的な事業）を計画事業として選定します。
- (イ) 既存事業を、投資的な性格を持つ「施設整備事業」、法令扶助事業、「一般事業」に分け、法令扶助事業については、法令等により義務づけられるものであるため、選定対象から除外します。
- (ウ) 政策・施策の目的を達成するため、計画期間中に新しい事業の展開が必要とされる事業は、「新規事業」として、計画事業に位置付けます。





第2章

8つの地域づくりの方向



地域づくりの方向 ①

あらゆる主体が参画しながら
まちづくりを実現していくまち

..... 地域づくりの方向の概要

- 地域課題の解決に向けて、公民による協働や地域団体の相互連携を推進していきます。
- 地域の担い手として、多様な人々・団体の積極的な活動を支援し、地域活動を活性化していきます。
- 地域区民ひろばや地域活動交流センターなど地域活動の拠点において、様々な地域団体の活動や団体間の連携及び交流が活発に展開されるよう支援していきます。



政策 1-1

地域力の向上に向けた 参画と協働の推進



政策の概要

- 町会や商店街など多様な主体との連携・協働により地域課題の解決に取り組むとともに、地域団体の活動や団体相互のネットワーク構築の支援を強化していきます。
- 区政連絡会のさらなる充実やオンラインの活用など時代の流れを踏まえた新たな手法の導入により、区民参画の場や機会を充実していきます。
- 地域コミュニティの活動拠点である地域区民ひろばの機能の強化・充実を図るとともに、SDGsの拠点と位置づけ、SDGs関連事業及び様々な地域活動を展開していきます。
- 地域活動拠点の機能の拡充や利便性の向上を図ることにより、地域団体の活動の持続・発展を支援していきます。

政策と施策の構成

1 - 1 地域力の向上に向けた参画と協働の推進

1-1-1 地域における区民参画・協働の推進

1-1-2 地域における活動・交流拠点の充実【重点施策】

施策 1－1－1 地域における区民参画・協働の推進

【目指すべきまちの姿】SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 公民による協働や地域団体の相互連携が進み、地域課題の解決に向けて共に協力しあうまち。
- 時代や社会環境の変化に対応し、活発な地域活動が展開されるとともに、多様な人々・団体が地域の担い手として積極的に活動しているまち。

【取組方針】

地域団体等との協働及び相互連携の推進

社会情勢の変化やライフスタイルの多様化などに伴い、新たな地域課題が生じています。課題の解決のためにには、町会や商店街などの多様な主体との「オールとしま」による連携・協働の促進が必要です。

区民参画の機会を充実し、協働による地域課題の解決に取り組むとともに、地域団体等の活動や団体相互のネットワーク構築への支援を強化していきます。

【主な事業】協働推進プロジェクト事業

区政連絡会の充実

区政連絡会は町会との区政情報の共有や意見交換などの重要な役割を果たしています。今後は、さらなる区民参画の場としての役割の強化や時代の流れを踏まえた開催手法の導入などが求められています。

区政連絡会において、地域課題の解決に向けた課題別勉強会を実施するとともに、より機能的な活動を促進するためオンラインによる開催などの新たな取組を推進します。

【主な事業】区政連絡会運営事業

町会活動の活性化の推進

少子高齢化の進行や価値観の多様化などにより、地域の支え合いが希薄化し、町会の加入率低下や担い手不足といった課題が深刻さを増しています。

町会の代表を委員とした「町会の課題解決に向けた検討会」を引き続き開催し、区民の視点による町会活動の活性化を行うとともに、SNSを活用した情報発信など町会のICT化を支援します。さらに、若年層や子育て世代、外国人等の町会活動への参加促進や活動の担い手育成を積極的に支援します。

【主な事業】町会活動活性化支援事業／町会連合会事業への補助



社会貢献活動見本市



町会支援セミナー

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--|----------------|----------------|----------------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 「さまざまな地域活動団体やNPO、企業、大学、行政等の連携によるまちづくりが進んでいる」について、肯定的な回答をする区民の割合[%] | 27.5 | 30.0 | 35.0 | 区とNPO等との協働事業の実施数[件] | 219 | 260 | 300 |

施策 1－1－2 地域における活動・交流拠点の充実

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



○地域区民ひろばや地域活動交流センターなど地域活動の拠点において、様々な地域団体の活動や団体間の連携及び交流が活発に展開されるまち。

【取組方針】

SDGsの拠点としての地域区民ひろばの発展

地域区民ひろばは、地域コミュニティの活動の拠点としての機能の強化・充実が求められています。また、令和3年度時点では、22地区のうち11地区が地域住民主体のNPO法人による自主運営となっています。

今後、自主運営の推進を含め、より効果的な運営を図るために、各区民ひろば運営協議会の活動及びそれとの相互連携をさらに促進するとともに、人材育成の充実など組織体制の強化を図ります。また、地域区民ひろばを「SDGsの拠点」と位置付け、SDGs関連事業及び様々な地域活動を積極的に展開するとともに、隣接公園との一体的利用の促進や計画的な施設の更新などによる機能強化・充実を図っていきます。

〔主な事業〕 地域区民ひろばの推進事業／地域区民ひろばでのSDGs事業の実施／区民ひろば朝日の整備

地域区民ひろば池袋・椎名町・要の改築／地域区民ひろば朋有・南大塚の改修



区民ひろば × SDGs



地域活動交流センター

地域活動拠点の機能の充実

多くの地域活動団体が、時代や社会環境の変化に応じた活動方法の見直しなどについて模索しています。

地域活動交流センターの相談業務のオンライン対応など機能の拡充や、区民集会室の利用料のキャッシュレス化など利便性を向上し、地域団体の活動の持続・発展を支援します。

〔主な事業〕 地域活動交流センター管理運営事業／区民集会室管理運営事業

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2018年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--|----------------|----------------|----------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 地域活動のための施設やスペースがあり、子どもから高齢者までの多様な世代が交流している」について肯定的な回答をする区民の割合[%] | 27.8 | 30.0 | 35.0 | 地域区民ひろばにおける事業実施回数[回] | 20,111 | 21,500 | 24,000 |



地域づくりの方向 ②

多様性を尊重し合えるまち

..... 地域づくりの方向の概要

- 国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくります。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れ合う地域社会をつくります。
- 性別にかかわりなく、男女が平等に参画できる社会をつくります。



政策2-1

多文化共生の推進



政策の概要

- ・国籍や人種を問わず、区民は多様な価値観をもっています。外国人を含めた多様な区民が、互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図ります。
- ・国籍や人種の違いを超え、地域社会の構成員として共生していく取組を推進します。

政策と施策の構成

2-1

多文化共生の推進

2-1-1 在住外国人の暮らしへの支援【重点施策】

2-1-2 共生意識の醸成と交流の促進

施策 2－1－1 在住外国人の暮らしへの支援

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



○在住外国人が、日常生活を送る上で必要なルールや区政に関わる情報を、わかり易い内容で、手軽に入手することができる、言葉の壁を感じることのない安心して暮らせるまち。

【取組方針】

多様な言語による情報の発信

豊島区における在住外国人の国籍は100か国を超える、多国籍化が進んでいます。日本語が十分に理解できない外国人が、日常生活で困ることのない環境づくりが求められています。

外国人が地域の中で暮らす上で必要となる生活情報や支援情報を「やさしい日本語」や多言語で分かりやすく提供するとともに、AI自動翻訳機器の導入を拡大するなど、多言語による対応を強化します。また、外国語ボランティア事業によるボランティア派遣や翻訳を行います。

〔主な事業〕 多文化共生推進事業／豊島区ホームページ制作（外国人のための生活情報ページ）



多言語での行政情報動画



日本語教室の様子

日本語教育の推進

豊島区における外国人の割合が約1割を占めるなか、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が施行されるなど、地域の実情に応じた日本語教育の必要性が増しています。

学校における帰国・外国籍児童・生徒への日本語の初期指導や民間支援団体等のネットワークによる日本語及び文化・習慣の学習機会創出の支援により、子どもたちの学校生活や母国語しか話せない外国人の地域社会への適応を促進します。

〔主な事業〕 多文化共生推進事業／日本語初期指導日本語指導教室／日本語教室の支援

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2019年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|-------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 「外国人にとって暮らしやすいまちであると感じる」と思う区民の割合[%] | 44.1 | 60.0 | 80.0 | ボランティアによる日本語教室等における学習者数【人】 | 4,516 | 2,230 | 4,584 |

施策 2－1－2 共生意識の醸成と交流の促進

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 外国人と日本人がお互いの文化に対する理解を深め、これを尊重し、誰もが地域の主役として活躍できるまち。

【取組方針】

交流事業を通じた共生意識の醸成

区民意識調査によると「地域で外国人と交流がある」との設問に肯定的な回答をした方の割合は12.6%にとどまっています。外国人と日本人の区別なく、相互理解のもと、共に支え合い活躍できる地域社会づくりが必要となっています。

幼少期からの異文化理解の促進や小・中学校での英語教育、在住外国人支援および異文化理解・国際交流のボランティア団体の活動支援、外国人コミュニティ等との連携強化などにより、外国人と日本人が地域で交流できる機会を創出します。

【主な事業】地域区民ひろばの推進

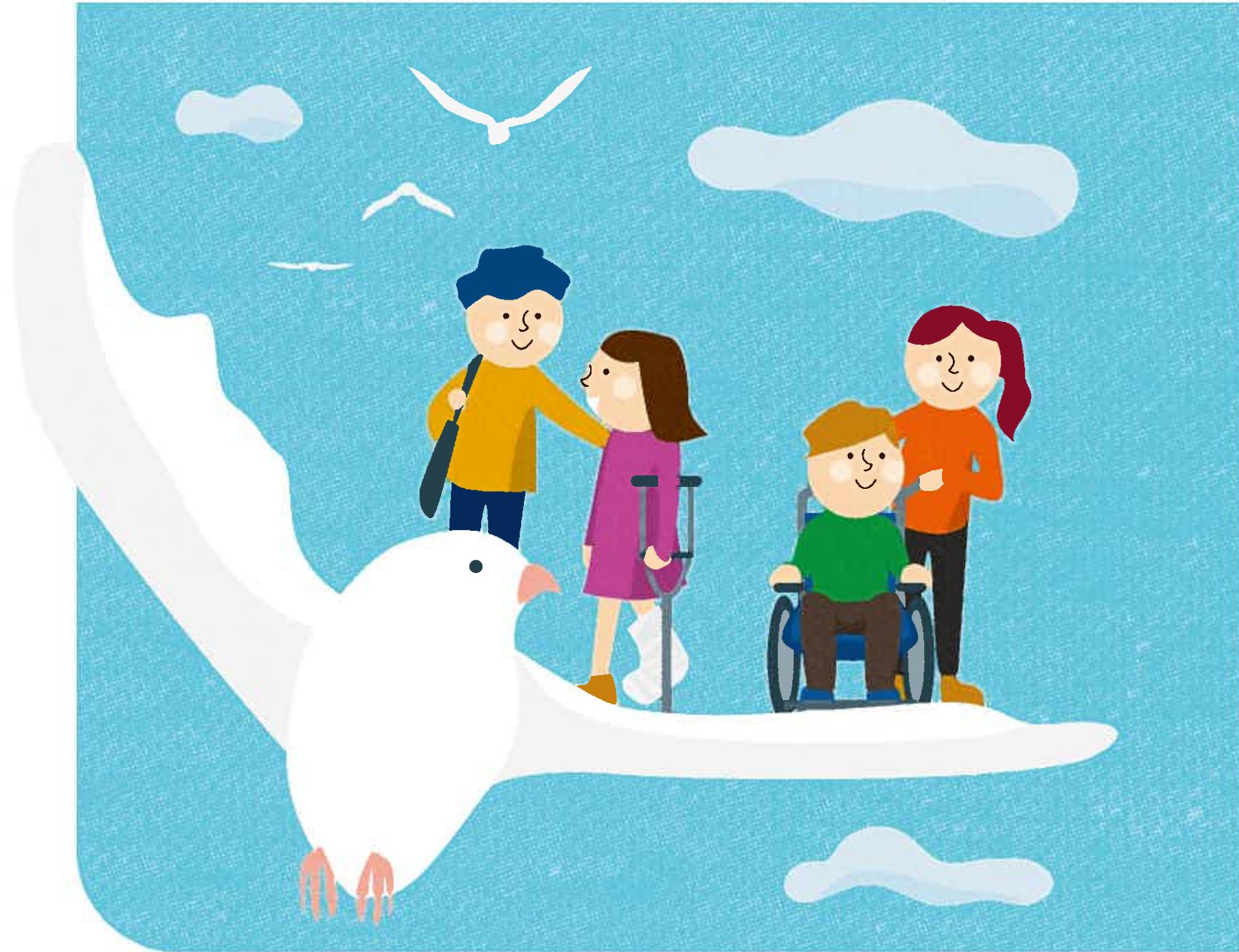


区民ひろばでの音楽祭の様子

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|----------------------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 「地域で外国人との交流がある」と思う区民の割合[%] | 11.9 | 14.0 | 16.5 | 区民ひろばにおける異文化理解事業の件数[件] | 1 | 26 | 52 |

平和と人権の尊重



政策の概要

- 豊かな地域社会の基盤となる、平和を大切にする心を育んでいきます。
- お互いに相手を認め合い、尊重する地域社会を築きます。
- 安全・安心で豊かなコミュニティを築くため、平和や人権に関する意識を高めていきます。

政策と施策の構成

2-2 平和と人権の尊重

2-2-1 平和と人権意識の普及・啓発

施策 2－2－1 平和と人権意識の普及・啓発

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 非核平和の大切さや人権に関する正しい認識が普及し、豊かな地域コミュニティのもと誰もが自分らしく暮らせるまち。

【取組方針】

関係機関・団体との連携による平和・人権知識の啓発

戦後75周年を迎え、戦争を知らない世代の人口比率が増加し、戦争の記憶が風化しつつある中で、23区で最初に非核都市宣言を行った豊島区として、非核平和に関する認識を深めるための積極的な取組が必要です。また、インターネット上の誹謗中傷や新型コロナウイルス感染症にかかる偏見や差別などの社会状況の変化に伴う課題にも、区民の適切な認識と人権尊重の行動が求められています。

全ての区民が平和・人権に関する必要な知識を習得できるよう、関係機関や区民活動団体との連携を強化し、非核平和・人権尊重に関する啓発活動や人権擁護委員等による相談体制の充実を図ります。

[主な事業] 憲法・非核平和・人権思想周知関係事業



丸木美術館「原爆の図」



人権週間パネル展

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|---|----------------|----------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| 「地域社会において平和と人権が尊重されている」について、肯定的な回答をする区民の割合[%] | 29.4 | 31 | 33.5 | 平和・人権啓発事業の実施回数[回] | 3 | 10 | 10 |

非核都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、核軍拡競争は激化の一途をたどっている。われわれは、人類唯一の被爆国民として平和憲法の精神に沿って核兵器の全面禁止と軍縮の推進について積極的な役割を果すべきである。

よって、豊島区及び豊島区民は、わが日本の国是である「非核三原則(造らず、持たず、持ちこませず)」が無視され、われわれの海や大地に核兵器が持ちこまれることを懸念し、わが豊島区の区域内にいかなる国の、いかなる核兵器も配備・貯蔵はもとより、飛来、通過することをも拒否する。

豊島区及び豊島区民は、さらに他の自治体とも協力し、核兵器完全禁止・軍縮、全世界の非核武装化にむけて努力する。

右 宣言する。

昭和57年7月2日

男女共同参画社会の実現



政策の概要

- ・区民一人ひとりの人権と多様性が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できるよう、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発、人権侵害の禁止、配偶者等による暴力の根絶、仕事と家庭生活等の調和のとれた環境づくりなど、条件整備を推進します。
- ・男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画の視点であらゆる施策に取り組むことができるよう関係機関との連携を積極的に図ります。

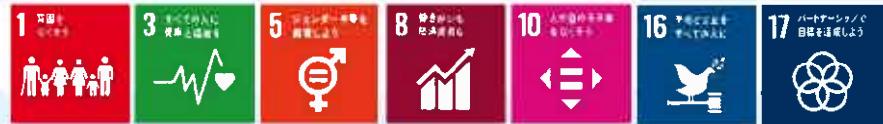
政策と施策の構成

2-3 男女共同参画社会の実現

- 2-3-1 あらゆる分野における男女共同参画の推進【重点施策】
- 2-3-2 女性が輝くまちの推進
- 2-3-3 配偶者等暴力防止対策の充実

施策2-3-1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

【目指すべきまちの姿】 SDGsを踏まえた2030年に実現するまちの姿



○性別等に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮でき、また、自らの意志によってあらゆる場に参画する機会が保障されるまち。

【取組方針】

区民主体の男女共同参画の推進

あらゆる分野での性別等に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みを解消し、男女共同参画につながる行動が求められています。例えば「生理の貧困」の背景には経済的理由のみならず、環境的の理由、社会的偏見、虐待やネグレクト、生理への無理解、知識不足など多くの深刻な問題があります。これを女性だけの問題にせず、男性や多様な性自認・性的指向の人々も含めた社会全体の課題と認識し、解決に取り組んでいくことは、ジェンダー平等を実現し、すべての人の人権と多様性の尊重につながるものです。

区民が関心を持ちやすい視点を切り口に、男女共同参画推進会議等による提案やジェンダー統計を踏まえ、区民主体の事業支援を強化します。また、性別役割分担意識の解消とともに、あらゆる場における女性の参画拡大を目指し、男女共同参画の普及・啓発を推進していきます。

[主な事業] 男女共同参画啓発事業



エバック10フェスタちらし（区民団体と協働して、様々な啓発講座を実施しています。）

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 「性別等により、差別されない社会である」と思う区民の割合[%] | 29.7 | 42 | 57 | 区の附属機関・議会等の女性の参画率[%] | 35.2 | 50 | 50 |

施策2－3－2 女性が輝くまちの推進

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



○女性が自らの意志によって、自己実現のために行動できるまち。

【取組方針】

就労や起業などによる自己実現の推進

女性は、出産・子育てを機にいったん離職せざるを得ないことがあります。離職期間があることで、再就職に必要な保育手段やスキルアップ、再チャレンジに対する意欲など、様々なハードルに直面することがあり、雇用機会や賃金のジェンダーギャップが生じています。

一方、男性も「男は仕事、女は家庭」という社会的に根強い性別役割分担意識や男女の賃金格差により、長時間労働や育児・介護休業の取得率の低さが課題となっています。

男性の意識改革を後押しをするとともに、女性の就労・再就職や経済的自立のみならず生きがいを見出して自己肯定感を高める事業や、女性が働き続けられるまちの推進は、すべての人のワーク・ライフ・バランスの実現につながるという認識を根付かせる啓発事業を推進していきます。

【主な事業】男女共同参画啓発事業／ワーク・ライフ・バランス推進事業



再就職応援セミナーちらし
(ハローワーク等関係機関と連携して、
再就職講座を実施しています。)

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 「女性が自ら望む形で働く社会である」と思う区民の割合[%] | 22.4 | 34 | 49 | 就労・自己実現に係る事業における参加者数[人] | 223 | 400 | 650 |

施策 2－3－3 配偶者等暴力防止対策の充実

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



○配偶者等からのあらゆる暴力を根絶し、人権が尊重された安心して暮らせるまち。

【取組方針】

暴力を容認しない地域づくりの推進

配偶者や恋人など親しい関係にある者からの暴力は、家庭内など私的な場で行われるため、潜在化しやすく、しかも、加害者に犯罪であるという意識が薄い傾向にあることから、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。DV被害者は、女性が多くを占めており、その暴力は、女性の自信や自尊感情を失わせ、様々な健康上の問題を抱えることが明らかになっており、その後の生きづらさや貧困に陥る要因になることが指摘されています。また、子どもがいる家庭では、子どもへの心理的虐待へつながるなど大きな影響があり、暴力の連鎖のリスクを高めます。

あらゆる暴力を容認しない社会風土の醸成をすすめるために、職務関係者のみならず広く区民への普及啓発を進め、DVの早期発見・早期相談を促すとともに、関係機関との連携強化による相談支援体制の充実を図っていきます。

【主な事業】 DV相談／DV及びデートDV防止対策事業



【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--|----------------|----------------|----------------|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 「配偶者等からの暴力（DV）に関する相談機関が周知されている」と思う区民の割合[%] | 11.7 | 30 | 55 | DV相談件数【件】 | 716 | 1,100 | 1,680 |

豊島区男女共同参画都市宣言

副都心の‘にぎわい’と豊かな歴史の中で、多くの芸術文化をはぐくんできたまち。

性別や世代、国籍の違いを越え、多様な人々が暮らし、働き、集うまち。

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、活力と輝きに満ちた豊島区の実現をめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

女と男 一人ひとりがその人らしく

性別などの違いにかかわりなく、お互いの個性を尊重し合い、自分らしく生きたいという気持ちを大切にしていこう。

分かち合い 助け合い

家庭、職場、地域それぞれの場で出あう喜びや困難は、分かち合い、お互いに助け合おう。

ともに暮らしたい 豊島のまちで

誰もが健康で安心して暮らしていく、そんな願いが実現できる豊島区をみんなでつくりていこう。

豊島区民として 地球市民として

男女共同参画、平和、地球環境の大切さを、豊島区から世界に向けて発信していこう。

平成14年2月15日



地域づくりの方向 ③

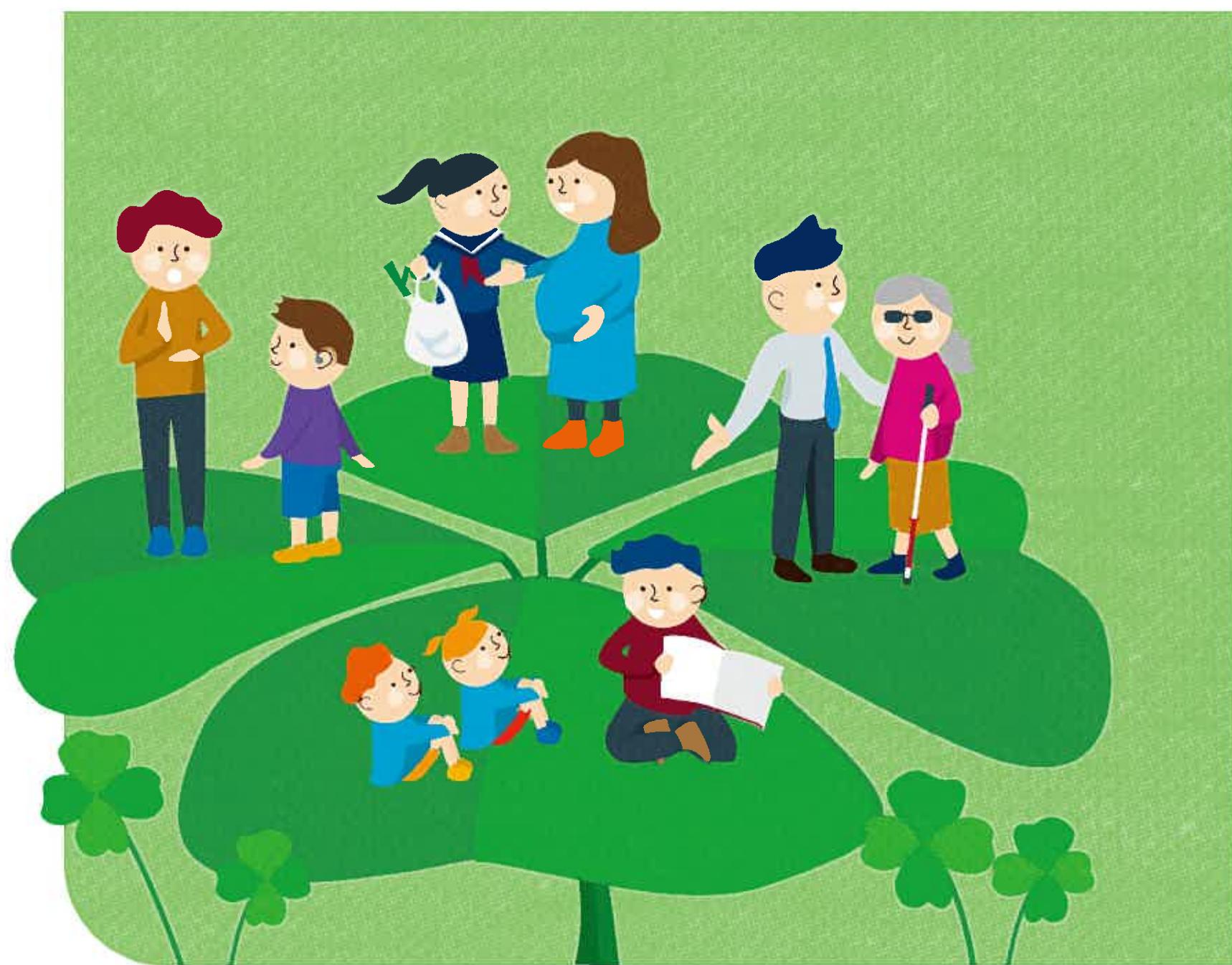
すべての人が地域で共に 生きていくけるまち

..... 地域づくりの方向の概要

- 高齢社会において、だれもが、意欲・能力をいかして活躍でき、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを実現するため、これまで区が培ってきた力を最大限に活かし、地域や関係機関とともに先駆的な取組を進めていきます。
- 区民参画のもと、地域の様々な主体がネットワークを構築し、必要なサービスが重層的・包括的に提供されるような支援体制を整備していきます。
- 住み慣れた地域で自立して生活できるよう、様々な在宅福祉サービスの充実と合わせて日常生活支援体制の整備を推進します。
- 地域の団体等と協働した健康づくりの取組を支援していくとともに、健康に関する多様な情報を発信し、区民が健康づくりに自主的に取り組めるような環境を整備していきます。



地域福祉の推進



政策の概要

- 地域において、必要なサービスが重層的・包括的に提供されるような支援体制を整備していきます。
- 地域の多様な資源と連携を図りながら、複雑化する課題に的確に対応できるように体制を強化していきます。
- 地域の様々な主体がネットワークを構築するとともに、区民参加による支え合いに向けた取組を展開していくような環境の整備に努めています。

政策と施策の構成

3-1 地域福祉の推進

3-1-1 福祉コミュニティの形成【重点施策】

3-1-2 重層的・包括的なケア基盤の充実

3-1-3 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

施策3－1－1 福祉コミュニティの形成

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿

- 福祉に関する団体が自主的に連携し、福祉コミュニティが形成されることにより、多様で複雑化した福祉ニーズに的確に対応するまち。
- 地域が抱える課題に対応するため、相互理解と支え合いに基づくソーシャルインクルージョンを実現するまち。



【取組方針】

新たな支え合いの推進とコミュニティソーシャルワーク機能の強化

少子高齢化や核家族化の進展等により、地域のつながりが希薄化し、ひきこもり、8050問題、ごみ屋敷、虐待、孤立死、貧困の連鎖など、様々な社会問題が表面化しています。多様で複雑化した課題に対応するには、地域の力を結集し、ネットワークを構築していくことが必要です。

コミュニティソーシャルワーク事業を着実に実施することで、地域における支え合いや連携体制づくりを推進するとともに、制度の狭間の問題や複合的課題を抱えた方々へのアウトリーチも含めた相談支援体制の充実を図ります。

【主な事業】見守りと支え合いネットワーク事業／コミュニティソーシャルワーク事業



CSWなんでも相談



障害者サポート講座

様々な支援を必要とする方に対する理解の促進

誰一人取り残されない社会を実現するために、障害や疾病等に対する理解を一層深め、相互に支え合える関係づくりが求められています。

障害や認知症などに関する区民向けの講座の開催をはじめ、障害の有無に関わらず、だれもが遊べるインクルーシブ公園を増やしていきます。

【主な事業】認知症サポーター養成事業／障害者サポート講座

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| コミュニティソーシャルワーク事業の個別相談支援件数【件】 | 10,451 | 12,500 | 13,700 |

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 障害者サポート講座年間参加者数及び累計人数【人】 | 278 (1,694) | 300 (2,714) | 300 (4,214) |

施策3－1－2 重層的・包括的なケア基盤の充実

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



○公的サービスをはじめ、様々な主体がネットワークを形成し、医療、介護、予防、生活支援サービスなどが重層的・包括的に提供される支援体制のもと、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち。

【取組方針】

分野横断的な相談支援体制の強化

生活課題が多様化・複雑化する中で、これまでの属性別の公的支援のみでは解決できない事例が増えています。分野を横断し、家族や世帯が抱える「生活課題」に目を向けた重層的・包括的支援体制を構築することが求められています。

CSWや高齢者総合相談センター等の相談体制の強化及び認知度向上を図るとともに、福祉包括化推進員を中心に関係各部署や機関と連携し、チームアプローチによるスムーズな課題解決を図ります。

〔主な事業〕 高齢者総合相談センター運営事業／障害者地域支援協議会の運営／医療的ケア児（者）支援事業



福祉包括化推進員のイメージ



特別養護老人ホーム
江戸川ほんちょうの郷

ケア基盤の基礎となる住まいやサービスの整備

高齢者や障害者の居住系サービス（住まい）の整備については、建設用地の確保等が難しく、事業参入のネックとなっている一方、近年、多様な住まいやサービスが新たに制度化、展開されつつあります。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、安定した居住の確保や、住まいの提供を行うほか、区民にとって、真に必要な住まいやサービス等を重点的に整備していきます。

〔主な事業〕 高齢者福祉基盤等整備費助成事業／障害者福祉基盤等整備費助成事業

西巣鴨地区特別養護老人ホームの整備／福祉ホームさくらんぼの改修

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|
| 高齢者総合相談センターの認知度[%] | 54.5 | 60.0 | 65.0 |

| 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|
| 福祉包括化推進会議の事例検討数[件] | 7 | 60 | 100 |

施策3－1－3 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 介護保険や障害者福祉制度において、サービスの質の向上を進める事業者に対して適切な支援を行い、利用者が良質なサービスを安心して受けることができるまち。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護体制が整備され、区民一人ひとりの権利が守られるまち。

【取組方針】

給付の適正化とサービスの質の確保

必要とする方に良質で適切なサービスを提供するためには、サービスの質を向上させる取組とともに給付の適正化を図る必要があります。

福祉サービス事業者に対し、適切な助言を行うことで、給付の適正化を図るとともに、計画的な指導検査を行います。

〔主な事業〕 納付適正化対策事業／選択的介護普及事業



成年後見制度の利用促進

高齢化の進展等により、権利擁護に関する支援ニーズが高まっているとともに、判断能力が低下しても、その人らしい生活が送れるよう成年後見制度等の適切な利用を進めていくことが求められています。

成年後見制度の利用促進に資する条例の制定や基本計画の策定を行い、制度の普及啓発、相談体制の充実、地域連携ネットワークの構築を図り、認知症高齢者や障害者に対するこれまでの取組等とも合わせて、区の権利擁護体制をさらに強化していきます。

〔主な事業〕 成年後見制度利用促進事業



【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 市民後見人の登録累計者数 【人】 | 23 | 30 | 50 | 障害福祉サービス等指導検査 実施回数（事業数）【回】 | 9 | 40 | 55 |

違法ドラッグ・脱法ドラッグ撲滅都市宣言

私たちは、このまちで共に暮らし・働き・学ぶ人、このまちを訪れる人、すべての人が安全・安心で豊かな生活を送れることを願っています。

安全・安心で豊かな生活は、一人ひとりの責任ある行動と、それを望む人々の協働によって守られるものであることを、私たちは知っています。

健康な心と体をむしばみ、私たちが望む真に豊かな生活とは相容れない違法ドラッグ・脱法ドラッグを、私たちは決して認めません。

そして、まちの安全・安心を脅かす、違法ドラッグ・脱法ドラッグを、私たちは決して許しません。

このまちから全ての違法ドラッグ・脱法ドラッグを撲滅するために、私たちは共に声をあげ、共に行動することをここに宣言します。

平成26年7月4日

地域における自立生活支援



政策の概要

- ・住み慣れた地域で誰もが安心して日常生活を送れるよう、高齢、障害といった施策にとらわれることなく、相談者のニーズに基づき総合的に対応できるような生活支援体制を整備していきます。
- ・年齢や障害の有無などに関わらず、自己実現に向け様々な社会活動に参加できるような環境整備を進めていきます。
- ・高齢者が、いつまでも元気に自分らしく活躍できるように健康づくりや介護予防の取組を進めています。

政策と施策の構成

3-2 地域における自立生活支援

- 3-2-1 日常生活への支援
- 3-2-2 就労支援の強化
- 3-2-3 社会参加の促進
- 3-2-4 健康づくり・介護予防の推進【重点施策】

施策3－2－1 日常生活への支援

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



○在宅生活を支える各種サービスや相談窓口が充実し、住民同士が支え合いながら、住み慣れた地域で安心して日常を過ごせるまち。

【取組方針】

さまざまな困難を抱える方々に対する生活支援の推進

自立生活支援が必要な方は複雑かつ多様な課題を抱えており、高齢、障害の有無、経済的な困窮など各属性ごとの相談支援や給付中心の従来の支援のみでは解決が困難な事例が見受けられます。

関係機関との連携のもとに個々の状況に応じた支援を行い、地域で自立的・安定的に生活を送れるよう支援体制を整備していきます。

[主な事業] 被保護者自立支援事業／生活困窮者自立支援事業



見守りと支え合いの拡充

高齢者総合相談センターの区域ごとに、「見守り支援事業担当」を配置して、相談対応や地域の仕組みづくりを行っており、今後は支援対象の年齢層を広げていくことが重要です。

様々な機関との連携体制を強化し、見守り機能を充実させるとともに、福祉施策に繋がっていない方へ重点的にアプローチを進めています。

[主な事業] 高齢者アウトリーチ事業／生活支援体制整備事業

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 何かあったときの相談先に「そのような人はいない」と回答する人の割合[%] | 49.3 | 38.0 | 29.0 |

| 活動指標 | 現状値 (2019年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|----------------------------|----------------|----------------|----------------|
| くらし・しごと相談センターにおける利用申込者数[人] | 739 | 780 | 830 |

施策3－2－2 就労支援の強化

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



○就労困難者が早期に就労し、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を営むことのできるまち。

【取組方針】

経済的に困難を抱える方に対する就労支援の推進

年齢や障害、社会経験の不足等様々な要因により、就労に困難を抱え、生活困窮に陥る人に対しては、雇用と福祉分野の一層の連携強化が必要です。

就労意欲を喚起する働きかけ、就職先のあっせんやビジネスマナー修得に向けた支援等により自立を促進するとともに、継続的な個別支援を行うバックアップ体制を整備していきます。

〔主な事業〕被保護者自立支援事業／生活困窮者自立支援事業



就労支援セミナーの様子

障害者の就労支援の推進

障害者の雇用の安定を実現するため、多様な就業機会の確保や障害特性に配慮した職業相談等に加え、就職後のきめ細やかなサポートが求められます。

関係機関と連携し、身近な地域において、一般就労機会の拡大、自立と社会参加の一層の促進を図るとともに、就労前準備講座の実施や職場定着支援を充実させることで、就職後も安心して働き続けられるような仕組みづくりを行います。

〔主な事業〕障害者就労支援事業／自立生活実習所分室の整備



就労実習の様子

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|
| くらし・しごと相談支援センターにおける就職率[%] | 76.8 | 78.0 | 79.0 |

| 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 障害者就労支援事業の件数[件] | 13,718 | 18,665 | 23,416 |

施策3－2－3 社会参加の促進

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



○年齢や障害の有無、経済状況などにとらわれることなく、自己実現を図りながらいきいき生活し、積極的に社会参加できるまち。

【取組方針】

誰一人取り残さない社会づくりの促進

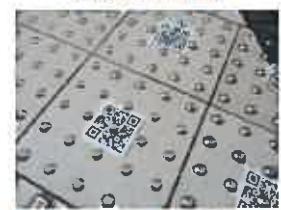
近年、複合的な課題を抱え、社会的にも孤立する方が増加する傾向にあり、そういった方が自尊感情や自己有用感を回復させる取り組みが必要です。

年齢、障害の有無や経済的な困窮などのほか、長期離職やひきこもり等、様々な理由から社会との接点が希薄な状態にある方に対し、地域が連携して支援する仕組みづくりを目指し、ボランティアや作業体験等を通じて社会参加の場の開拓を進めます。

〔主な事業〕生活困窮者自立支援事業／被保護者自立支援事業



ボランティア活動



視覚障害者向けの音声ナビゲーションシステム「shikAI」の導入

社会参加への意欲喚起と担い手の育成

年齢や障害の有無にとらわれることなく、高齢者や障害者が自主的かつ継続的に社会参加できる環境づくりが求められています。

日常生活の様々な障壁（バリア）を解消し、誰もが気軽に社会参加したいと思える環境を作るとともに、各種介護予防に資する担い手の参加や活動の場を増やすほか、アクティブラジニアに対し、地域での帰属意識や社会的役割が持てるような取組を推進します。

〔主な事業〕高齢者クラブ運営助成事業／心身障害者等移動手段提供事業

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
| ひきこもりに関する官民連携 団体数【団体】 | 28 | 36 | 50 | 介護予防の担い手の 当該年度の育成数【人】 | 40 | 50 | 55 |

施策3－2－4 健康づくり・介護予防の推進

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 自ら介護予防や健康づくりを続けられ、元気な高齢者が地域の中で活躍するまち。
- 要介護状態になっても支えられるだけでなく、何らかの役割を持ち、いきいきと自分らしく生活し続けられるまち。

【取組方針】

総合事業の効果的な運用及び一体的実施による重症化予防

近年、高齢化の進展にともない、加齢による虚弱（フレイル状態）の高齢者が増加しており、介護予防・重症化予防の仕組みづくりが課題となっています。

高齢者総合相談センターと連携し、プレフレイル段階の方に対する総合事業（短期集中通所型サービス）の充実を図るとともに、長寿健診・高齢者歯科健診結果を活用した、ハイリスク者への保健指導を介護予防事業等と一緒に実施します。

〔主な事業〕 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業／歯周病検診事業



歯科講座



フレイルチェック

主体的に健康づくり・介護予防に取り組む環境づくりと相談支援体制の充実

成人期から高齢期を見据えた一体的な健康づくり・介護予防の展開が必要となっています。

健診のハイリスク者への重症化予防を後期高齢者にも拡充するとともに、介護予防の地域へのアウトリーチを推進し、専門職の関与を強化するなど切れ目のない相談支援体制の構築及び身近な地域でフレイル予防に取り組める地域づくりを進めます。

〔主な事業〕 介護予防センター運営事業／フレイル対策センター運営事業／いきいき100歳健康づくり事業

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|
| 調整後要支援・要介護認定率 [%] | 19.3 | 18.8 | 18.3 | 短期集中事業の 利用人数【人】 | 157 | 280 | 330 |

政策3-3

健康な生活の維持・増進



政策の概要

- がんの早期発見・患者支援や生活習慣病の発症及び重症化予防の取組を強化します。
- 乳幼児と女性の健康施策をはじめとする地域でのライフステージに応じたこころと体の健康づくりを推進します。
- 感染症対策や災害時の医療体制の構築など関係機関との連携による健康危機管理体制を強化します。
- 日常的な食の安全対策などによる安全な生活環境を推進します。
- 在宅医療・介護連携などの地域医療体制を充実させます。

政策と施策の構成

3-3 健康な生活の維持・増進

- 3-3-1 がん・生活習慣病対策等の推進
- 3-3-2 こころと体の健康づくりの推進【重点施策】
- 3-3-3 健康危機管理の強化
- 3-3-4 地域医療体制の充実

施策3－3－1 がん・生活習慣病対策等の推進

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 誰もが定期的に健康診断やがん検診を受けられて、健康状態のチェックや生活改善のきっかけを持つことができるまち。
- 生活習慣病が早期に改善し、がんが早期に発見されて、誰もが住み慣れた地域でその人らしく健康を保ちながらに長生きできるまち。

【取組方針】

がんの早期発見や患者支援の充実と受動喫煙のない環境づくりの実現

生涯で2人に1人はがんに罹患し、3人に1人はがんが原因で亡くなる時代といわれ、受動喫煙は肺がんや虚血心疾患など、様々な疾患と関連することが明らかとなっています。

対象者全員へのがん検診受診チケット発送により、より多くの区民が受診できる環境を整備するとともに、受動喫煙の健康被害やがんに関する知識の習得や相談の場づくりを進めていきます。

〔主な事業〕 がん検診事業／がん対策推進事業／受動喫煙防止対策事業



生活習慣病の予防と重症化を防ぐ保健指導の充実

糖尿病重症化予防事業の開始により、糖尿病1件あたりの診療費が大幅に改善しています。今後は人工透析に移行する糖尿病罹患者を減らすなど、生活習慣病の重症化を防ぐ必要があります。

特定健診受診者を対象とした糖尿病性腎症予防事業の導入など、早期に保健指導を実施することにより、将来的な患者の暮らしの質を維持し、医療経済的な負担軽減を図っていきます。

〔主な事業〕 健康診査・特定保健指導事業／糖尿病重症化予防事業



【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|---|----------------|----------------|----------------|
| 「がん・生活習慣病に関する正しい知識が広かり、がん検診や各種検診が受けやすい環境にある」と思う区民の割合[%] | 57.9 | 60.0 | 62.5 |

| 活動指標 | 現状値 (2019年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|------------|----------------|----------------|----------------|
| 特定健診受診率[%] | 37.2 | 53.0 | 55.5 |

施策3－3－2 こころと体の健康づくりの推進

【目指すべきまちの姿】SDGsを踏まえた2030年に実現するまちの姿



- バランスの良い食生活や運動習慣などの健康的な生活習慣が定着し、こころの健康の理解と気軽に相談や医療を受けられるなど、ライフステージに応じた健康づくりが充実するまち。
- 結婚前から妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援が充実し、乳幼児の健康とライフステージに応じた女性の健康（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）が総合的に充実しているまち。

【取組方針】

ライフステージに応じたこころと体の健康づくり

意識調査や健診時のアンケートから、幅広い年代に対応した健康づくりの推進が求められています。また、自殺対策ではリスクの高い年齢層に重点を置いた対策を強化する必要があります。

令和4年度予定の長崎健康相談所の開設や令和7年度予定の池袋保健所本移転を契機に、こころと体の健康づくりに係る相談機能を拡充するとともに、自殺予防、歯と口腔の健康推進、食育などへ取り組みます。

[主な事業] 生活習慣病予防事業／こころの健康／池袋保健所、長崎健康相談所・児童相談所の整備



女性の健康教室

切れ目のない支援による乳幼児や女性の健康づくり

女性の「やせ」や産後うつ、出産時年齢の上昇など、女性のライフステージに応じた健康課題は依然として多く、妊娠・出産・子育ての不安などへの適切な情報提供や相談支援が求められています。

安心して出産・子育てができる切れ目のない支援と生涯を通じた女性の健康管理のために、誰もが手軽に使えるデジタルによるシステムを構築するとともに、FF協定による民間企業との連携事業を展開し、乳幼児や女性の健康情報提供や相談体制を充実させていきます。

[主な事業] ゆりかご・としま事業／乳幼児健康診査・相談・訪問／女性のしなやか健康づくり



ゆりかご面接

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2018年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--|----------------|----------------|----------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 「ライフステージに合わせた、こころと体の健康づくりに関する支援が充実している」と思う区民の割合[%] | 18.7 | 21.5 | 25.0 | こんなちは赤ちゃん事業 訪問率[%] | 99.0 | 100.0 | 100.0 |

施策3－3－3 健康危機管理の強化

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 大規模地震や風水害などの災害時医療の体制が整い、避難生活中も保健衛生活動がなされている、健康危機への対応が強化された、安全で、安心して住み続けることのできるまち。
- 感染症対策が強化され、食品衛生の意識が向上している、安全・安心な生活環境が整備されたまち。

【取組方針】

災害時にも安心できる迅速かつ適切な医療体制の構築

首都直下型地震では、豊島区内で約3,000名が負傷すると被害想定され、新感染症の流行対応も考慮した災害時医療体制の構築が求められています。

災害発生による区民の健康被害を軽減できる医療体制を整備するため、区内病院や医師会・歯科医師会・薬剤師会などの関係機関と連携して災害医療検討会議を開催し、緊急医療救護所開設などの訓練を実施していきます。

〔主な事業〕 健康危機管理（災害医療体制の整備）



緊急医療救護所訓練

感染症予防の正しい知識・食品衛生意識の普及啓発の推進

感染症予防知識を習得するための普及啓発の必要性が高まっています。平成30年には食品衛生法が改正され、全ての食品事業者にH A C C Pに基づく自主衛生管理徹底が急務となっています。

区民および事業者に対する感染症流行に関する的確な情報発信をはじめ、感染症や食中毒予防に関わる理解を深めるための講習会や新型インフルエンザ等対策推進協議会を開催し、発生時には迅速かつ適切に対応します。

〔主な事業〕 感染症対策／健康危機管理（新型インフルエンザ対策事業）／食品衛生関係事業



感染症講習会

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 「感染症や食中毒等に不安を感じることが少ない」と思う区民の割合[%] | 35.1 | 38.0 | 43.0 |

| 活動指標 | 現状値 (2019年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 災害医療訓練実施回数【回】 | 3 | 6 | 10 |

施策 3－3－4 地域医療体制の充実

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 区民の誰もが身近な医療機関で安心して治療が受けられ、休日・夜間においても適切な医療サービスを受けられるまち。
- 在宅医療を適切に支援できる医療・介護従事者が、相互に連携することにより、希望する誰もが安心して在宅医療を受けることができるまち。

【取組方針】

安定した医療体制の構築

かかりつけ医を持つ区民の割合は、63.2%にとどまっています。また、令和元年度の休日・夜間小児診療利用者は6,801人にのぼるなど、地域の医療体制の充実が求められています。

「かかりつけ制度」の理解を促進するための公開講座を開催し、かかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの普及啓発を行います。また、土日・祝日・年末年始や平日夜間に区民の健康を守るセーフティネットの役割を果たす休日診療や夜間小児初期診療事業を実施していきます。

〔主な事業〕 休日診療・夜間小児初期診療事業



休日診療所



在宅医療連携イメージ

ICTを活用した在宅医療・介護連携の推進

長期の療養が必要になった場合、44.4%の区民が自宅で療養生活を続けることを希望する一方で、自宅療養が実現可能と考える区民の割合は、27.3%にとどまっています。

在宅医療に理解のある区民を増やすための公開講座を開催します。また、医療機関や介護関係者に対し、連携を強化するための多職種ネットワーク登録への勧奨を行うほか、在宅医療に関する研修の充実を促します。さらに、区民、医療機関、介護関係者からの相談やコーディネイト、在宅療養者からの歯科相談を行います。

〔主な事業〕 在宅医療連携推進会議・在宅医療相談窓口事業／在宅歯科医療相談窓口事業

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--|----------------|----------------|----------------|
| 「誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を安心して受けられる」と思う区民の割合[%] | 48.2 | 49.6 | 50.6 |

| 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|
| 専門職向け研修開催回数 | 10 | 10 | 10 |



地域づくりの方向 ④

子どもを共に育むまち

.....地域づくりの方向の概要.....

- ・子どもの権利が尊重され、すべての子どもが自分らしくのびのびと育つ環境づくりをすすめます。
- ・区民ニーズを的確に捉えながら、地域に根ざした多様な子ども・子育て支援事業を提供します。
- ・子ども一人ひとりの成長と子育てを地域全体が温かく見守り、支援していくネットワークを整備します。
- ・地域でのさまざまな体験学習を通した温もりのある教育を充実させます。
- ・個性を尊重し、社会性を培う学校教育を目指します。



政策4-1

子どもの自己形成・参加支援



政策の概要

- 遊びや文化・スポーツ活動の場を整備し、子どもが自主的・主体的に地域や社会の様々な活動に参加・参画する中で自己形成が図られるよう、施策を展開していきます。
- 子ども・若者やその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、継続的かつきめ細かな切れ目のない支援を行います。
- 子どもの最善の利益を保障するため、区の児童相談所と子ども家庭支援センター及び地域ネットワークの連携により、児童虐待対策を充実・強化します。

政策と施策の構成

4-1 子どもの自己形成・参加支援

4-1-1 子どもの社会参加・参画の促進

4-1-2 困難を有する子ども・若者やその家庭への支援

4-1-3 虐待や暴力から子どもを守る取組の強化【重点施策】

施策4－1－1 子どもの社会参加・参画の促進

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 子どもの権利を尊重し、子どもの成長・発達段階に応じて、自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会が確保されているまち。
- 安全・安心でかつ子どもの自主性・主体性を育む遊びと交流、活動の場が充実しているまち。

【取組方針】

子どもの意見表明・参加の促進

豊島区では、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの社会参加・参画や意見表明の推進等の施策を進めていますが、未だに十分とは言えない状況です。

すべての子どもの意見が尊重されながら社会に参加できるようにするために、としま子ども会議や各施設における利用者会議等の場を通じて意見表明の機会を十分確保するとともに、地域活動参加の機会確保や参加促進の支援を行います。

【主な事業】子どもの参加推進事業（としま子ども会議等）／子ども地域活動支援事業



子どもの居場所・活動の充実

豊島区では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、プレーパーク等を設置し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできましたが、子ども・保護者ともに、さらなる充実を望む意見は少なくありません。

すべての子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境をより一層確保するため、既存施設の内容の充実に取り組むとともに、地域団体等と連携・協力しながら、多様な体験・活動の機会を提供していきます。

【主な事業】子どもスキップ運営事業／中高生センター管理運営事業／プレーパーク事業／高南小学校別棟の整備



【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|---|----------------|----------------|----------------|
| 「子どもが自主的に地域や社会の活動に参加できる機会がある」と回答した割合[%] | 20.7% | 23.9% | 27.9% |

| 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|---------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 子どもスキップ及び中高生センタージャンプにおける「利用者会議」開催数[回] | 66回 | 91回 | 102回 |

施策4－1－2 困難を有する子ども・若者やその家庭への支援

【目指すべきまちの姿】SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 困難や悩みを持つ子ども・若者とその家族に対する相談窓口が身近にあり、状況に応じたきめ細かな支援が実現しているまち。
- ひとり親家庭や、経済的に困難を有する家庭に向けた相談体制が整備され、それらの家庭への支援が等しく行き届いているまち。

【取組方針】

困難や悩みを持つ子ども・若者とその家庭に向けた相談・支援体制の充実

子ども・若者の発達障害や引きこもりなどが増加する中、新型コロナウイルス感染症に伴う社会的接触の抑制により、状況の深刻化が懸念されます。また、生きづらさを抱えた若年女性の課題も顕在化しています。

SOSを見落とさない・取りこぼさないために、相談窓口に関する情報発信の強化や、支援プログラムの充実を図るとともに、困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭を地域で支えるための体制を構築します。

〔主な事業〕児童発達支援事業／子ども若者総合相談事業／子ども若者応援基金運営事業



児童発達支援事業



ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭や経済的困難を有する家庭とその子どもへの支援の促進

ひとり親家庭を取り巻く環境や、子どもの貧困問題は、新型コロナウイルス感染症の影響により深刻化しており、相談・支援体制の強化が必要です。

相談体制の充実と施策の周知を図るとともに、ひとり親家庭への自立支援事業により収入・生活の安定を図り、経済的困難を有する家庭に対しては就学援助や学習支援事業により、子どもを通じた世帯への積極的な支援を進めます。

〔主な事業〕子ども家庭女性相談事業／就学援助生活困窮者補助金

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2019年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 発達相談から専門相談につながった割合[%] | 52 | 55 | 60 | 発達相談件数（西部子ども家庭支援センター）【件】 | 5,645 | 5,700 | 5,800 |

施策4－1－3 虐待や暴力から子どもを守る取組の強化

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 区の児童相談所と子ども家庭支援センターが中心となり、児童虐待の予防・早期発見・重篤化防止が図られ、子どもの最善の利益が保障されているまち。
- 関係機関や地域の連携体制が充実し、すべての子どもが虐待や暴力から守られているまち。

【取組方針】

区の児童相談所と子ども家庭支援センターの両輪による児童虐待予防の強化

全国同様、本区においても児童虐待対応件数は増加傾向にあります。予防強化・早期発見と継続的な支援による重篤化防止を強化するため、令和4年度中に区立児童相談所を開設します。児童相談所開設後は、介入型アプローチを担う児童相談所と、支援型アプローチを担う子ども家庭支援センターが緊密に連携し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。

【主な事業】社会的擁護基盤構築事業／人材育成等関係事業／長崎健康相談所・児童相談所等の整備



児童相談所の完成イメージ図

子どもを守る地域ネットワークの強化

新型コロナウイルス感染症の影響による休園・休校や、外出抑制の長期化は、児童虐待や子どもの面前でのDV(配偶者等暴力)の発生リスクを高めています。

保健・福祉、教育（スクールソーシャルワーカー等）、医療などの関係機関、要保護児童対策地域協議会、地域団体やNPO等によるネットワークを充実させ、支援を必要とする子どもや家庭を早期に漏れなく発見し、重層的な支援を行える体制を強化します。

【主な事業】子ども虐待防止ネットワーク事業



児童虐待防止
街頭キャンペーン

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) | 活動指標 | 現状値 (2020年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 児童虐待取扱件数に対する改善率[%] | 64 | 90 | 100 | 要保護児童対策地域協議会の取扱件数[件] | 995 | 1,120 | 1,200 |

虐待と暴力のないまちづくり宣言

わたしたちは
すべての人が、大切な人との関係において
心からのやすらぎを得られるように
ここに「虐待と暴力のないまちづくり」を進めることを宣言します
子どもへの虐待、夫婦や恋人同士の間で起きる暴力、
高齢者・障害者への虐待は、
被害者の人権を著しく侵害し
心身に回復困難な傷をもたらします
暴力はいかなる理由があっても、決して許されるものではありません
子どもたちが
生まれて初めて知る家庭という小さな社会の中で
身近な大人から暴力を学ぶことのないよう
わたしたちは、家庭から、地域から
あらゆる暴力を根絶していきます
親密な間柄で起きる暴力や虐待に終止符を打つため
無関心という一番の暴力を捨て
区民一人ひとりができるを考え
セーフコミュニティ国際認証都市として
ともに安全・安心なまちづくりのために
取り組んでいきましょう
平成25年2月15日

政策4-2

子ども・子育て支援の充実



政策の概要

- ・希望する誰もが家庭を築き、地域で安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、すべての子どもの健やかな成長を保障します。
- ・孤立感や負担感を感じない子育てができるよう、子どもや家庭の状況に応じた、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。
- ・区民ニーズを的確に把握し、区の保育施設・保育サービスの量的・質的充実を図るとともに、地域に根差した多様な保育事業を展開します。

政策と施策の構成

4-2 子ども・子育て支援の充実

4-2-1 地域の子育て支援の充実

4-2-2 保育施設・保育サービスの充実【重点施策】

施策4－2－1 地域の子育て支援の充実

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 地域の身近な子ども家庭支援センターなどの事業や相談体制が充実し、子育ての喜びを感じられるまち。
- 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない相談・支援体制により、だれもが安心して子どもを産み育てられるまち。

【取組方針】

子ども家庭支援センターの充実

共働きの子育て世帯の増加をはじめ、就労形態や生活スタイルの多様化の進行により、子育てに孤立感や不安感を抱えている保護者も多く、子どもを遊ばせながら親同士の交流や相談ができる場が求められています。

子ども家庭支援センターの相談・支援体制の充実を図り、子ども家庭総合支援拠点としての機能を強化します。

【主な事業】子ども家庭支援センター事業／子育て訪問相談事業



子ども家庭支援センター

妊娠・出産期からの切れ目のない支援の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、家族間の支援や妊産婦面接の機会なども制約されており、かつてなく出産・育児支援の必要性が高まっています。

持続発展都市を目指す観点からも、妊産婦とその家庭の不安解消とリスクの早期発見のため、アウトリーチの充実や関係機関の密接な連携などにより、切れ目のない支援を、漏れなく届けます。

【主な事業】ゆりかご・としま事業／子育て支援総合相談事業



子育てインフォメーション

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2019年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 子ども家庭支援センター等での子育てに関する相談件数【件】 | 31,460 | 36,000 | 37,000 |

| 活動指標 | 現状値 (2019年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 子ども家庭支援センターの利用 者数【人】 | 71,958 | 75,000 | 80,000 |

施策4－2－2 保育施設・保育サービスの充実

【目指すべきまちの姿】 SDGs を踏まえた2030年に実現するまちの姿

- 待機児童ゼロが継続し、特別保育などの保育サービスが充実することで、子育てと仕事の両立がより進み、地域の中で安心して出産・子育てができているまち。
- 保育人材の確保・育成や保育環境の整備により、区内のどの幼稚園教育・保育施設に通っていても、一定水準以上の質の高い教育・保育が受けられているまち。



【取組方針】

待機児童ゼロの維持と保育サービスの充実

保育需要の増加が見込まれるなか、地域や年齢によっては施設定員に空きが生じるなど需要の偏在も見られ、また多様化する保護者の働き方や配慮が必要な子どもへの適切な対応が求められています。

ニーズのある地域への保育所誘致や必要な歳児への受入枠確保策を講じるとともに、保育サービスの充実、障害児や医療的ケア児など配慮が必要な子どもも含めすべての園児が適切な保育を受けられる環境づくりを進めます。

[主な事業] 認可保育所の運営・助成／認可保育所等誘致・整備事業／特別保育事業

高南保育園の改築／南長崎第一保育園・長崎保育園の改修 等

すべての幼稚園教育・保育施設における保育の質の向上

区内には多様な形態の保育施設が設置され、運営主体も多岐にわたるなか、区内のどの幼稚園教育・保育施設に通っていても質の高い教育・保育が受けられることが求められます。

保育人材の確保・育成の支援や遊び場拡大などの保育環境の整備のほか、ICT活用による安全対策・事務の効率化による保育士の負担軽減や、施設への指導検査、巡回支援等を強化することで保育の質の向上を図っていきます。

[主な事業] 指導検査／巡回支援事業／普及啓発・研修事業／区内保育施設イケバス活用事業

区立保育園ICT導入事業 等



改修工事実施後の園舎の様子



IKEBUSを活用した
園外保育の充実

【施策の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 待機児童数【人】 | 0 | 0 | 0 |

| 活動指標 | 現状値 (2021年) | 目標値 (2025年) | 参考値 (2030年) |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 保育施設利用定員数【人】 | 6,940 | 8,289 | 8,289 |